

工作機械

Machine Tools & Manufacturing Technology

特集
EMO Hannover 2025
結果報告

2025 11
NO.280



一般社団法人 日本工作機械工業会
JAPAN MACHINE TOOL BUILDERS' ASSOCIATION

一般社団法人 日本工作機械工業会

一般社団法人 日本工作機械工業会会員会社一覧

2025.11.1現在 113社(50音順)

あ	アイダエンジニアリング株式会社 株式会社アマダ	し	ジェービーエムエンジニアリング株式会社 株式会社シギヤ精機製作所 株式会社静岡鐵工所	の	株式会社野村製作所 野村DS株式会社
い	イグス株式会社 株式会社池貝	す	シチズンマシナリー株式会社 SYNOVA JAPAN株式会社 芝浦機械株式会社	は	HAWEジャパン株式会社 ハイマージャパン株式会社 株式会社白山機工
え	株式会社イワシタ	す	株式会社シマダマシンツール 新日本工機株式会社	浜井産業株式会社	
え	株式会社エグロ エヌ・エス・エス株式会社 株式会社エレニックス エンシュウ株式会社	す	スター精密株式会社 住友重機械ファインテック株式会社 住友精密工業株式会社	ひ	ヒノデホールディングス株式会社
お	株式会社オーエム製作所 株式会社大垣鉄工所 オークマ株式会社 大鳥機工株式会社 株式会社大宮マシナリー	せ	西部電機株式会社 清和ジーテック株式会社 株式会社ゼネテック	ふ	ファンック株式会社
か	株式会社岡本工作機械製作所 小川鉄工株式会社	そ	株式会社そうぎょう 株式会社ソディック 株式会社ソフィックス	せ	株式会社FUJI
か	株式会社カシフジ 株式会社唐津プレシジョン 株式会社神崎高級工機製作所	た	大昭和精機株式会社 大日金属工業株式会社 高松機械工業株式会社	不	株式会社不二越
き	キタムラ機械株式会社 共和産業株式会社 株式会社キリウ	た	株式会社TAKISAWA 株式会社武田機械	フ	フジ産業株式会社
く	株式会社紀和マシナリー	つ	株式会社ツガミ 津根精機株式会社	富	富士電子工業株式会社
く	グランドフォスポンブ株式会社 株式会社クロイツ 黒田精工株式会社	て	DMG森精機株式会社 株式会社テクトレージ	電	株式会社ブライオリティ
こ	小池酸素工業株式会社 コマツ/NTC株式会社 株式会社コンドウ	テ	テラル株式会社	ラ	プラザー工業株式会社
さ	株式会社サイダ・UMS 株式会社桜井製作所	と	株式会社東京精機工作所 東洋精機工業株式会社	ル	ブルーム - ノボテスト株式会社
な	株式会社サワリエンジニアリング	と	トヨーエイテック株式会社	ヘ	株式会社平安コー・ポレーション
し	株式会社C&Gシステムズ 株式会社シーイーシー シーメンス株式会社 株式会社ジェイテクト 株式会社ジェイテクトグラインディングツール 株式会社ジェイテクトハイテック 株式会社ジェイテクトマシンシステム	な	株式会社中村留精密工業株式会社	ベ	ベッコフォートメーション株式会社
り	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	株式会社安田工業株式会社	ッ	豊和工業株式会社
れ	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	株式会社山崎技研	。	ホーコス株式会社
れ	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	ヤマザキマザック株式会社	。	マーポス株式会社
ろ	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	リックス株式会社	。	株式会社牧野フライス製作所
る	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	レニシヨー株式会社	。	株式会社ミツトヨ
る	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	碌々スマートテクノロジー株式会社	。	三菱電機株式会社
わ	株式会社ニイガタマシンテクノ 株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	な	株式会社和井田製作所	。	ミロク機械株式会社

(本社・事業所の住所、電話番号、URLについては巻末の「会員名簿」を参照下さい。)

工作機械

2025年11月 No.280

目次

■ 特集 EMO Hannover 2025結果報告	2
■ 日工会行事	
第64回日工会野球大会	12
会員代表者懇談会	15
■ 隨想 監事 伊奈 秀雄	16
■ EUオムニバス法案の最新動向	
(日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義)	18
■ 海外情報	35
■ 私の趣味・特技	
「Ene-1グランプリ」(株式会社松浦機械製作所 組立本部 守谷 勇)	44
■ 会員紹介	
「アイダエンジニアリング株式会社」	46
■ 販社鏡 ~販売青春時代~	
「私の財産」(日本工作機械販売協会・理事 中村 宗一郎)	48
■ 特許のお知らせ	52
■ 税務あれこれ	
「国内ミニマム課税(QDMTT)について(令和7年度税制改正⑤)」 (朝日税理士法人)	54
■ 理事会・委員会報告	56
■ 揭示板	62
■ 金属工作機械統計資料	63
■ 会員名簿	70
■ 編集後記	72

特 集

EMO Hannover 2025 結果報告

2025年9月22日（月）から26日（金）までの5日間、VDW（ドイツ工作機械工業会）の主催により、ドイツ連邦共和国ニーダーザクセン州ハノーファー市のハノーファー国際見本市会場において、EMO Hannover 2025が開催された。

会期中は概ね天候に恵まれ、残暑が続いた日本の9月に比べ気温は低く、秋が深まる中の開催となった。特に会期2日目以降は欧州の商社やユーザを中心に多くの来場者が会場へ足を運んだ。

今回のEMOは、出展者数が前回展を13.0%下回る約1,600社、来場者数も同じく13.2%下回る約80,000人にとどまった。出展者数は前回展では2,000社を割ったが、今回展ではそれを上回る減少となった。

今回のEMOでは、AI、DX、自動化に関する取組が各社で進められていた。展示会の全体的な技術トレンドに大きく踏み込んだ未来志向の革新的ソリューションよりも、顧客を重視した機械の改善/アップデートを手堅く行う、地に足の着いた展示が多かった。

自動化に関するアプローチについてはAMRやロボットの活用、ターンキー提案のために自社の従来製品の前後プロセスに相当する機械の開発や工程集約を行うなど、各種各様の取組が見られた。

AIについては、自律的エージェントとし

ての活用は現時点では見られず、自動化プロセス内でのAIによる設備/機器の状態監視の他、説明書としての機能やユーザの利便性をフォローするためのチャットなど、サポート的な役割を中心とした活用事例が散見された。

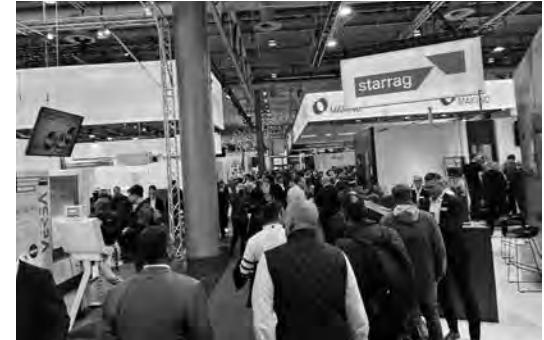
当会会員企業からは、ロボット搬送・車両搬送技術（工作機械とワークストッカー・ツールストッカー・三次元測定器等設備との間の搬送技術）等の自動化提案の他、多軸・複合工作機械、金属積層造形装置と切削のハイブリッド工作機械などの工程集約得意とする機械が多数披露された。

当会は、Hall 3に設置された国際アソシエーションエリアに参加し、日本の工作機械産業に関する各種広報資料を幅広く配布するなどして、そのPRに努めた。また、会期2日目には、従来の記者発表形式から趣向を変えて、来場した業界メディアや海外工業会関係者、JIMTOFの国内出展企業及び団体を集めた、「JAPAN DAY」と題する交流会（立食パーティ形式）を催し、JIMTOF2026の出展・来場誘致を行った。このほか、会期中は、海外工作機械工業会との会合や記者発表にも積極的に参加し、国際交流の促進に注力した。

なお、次回EMO2027は、イタリア・ミラノで2027年10月4日から9日の会期で開催が予定される。



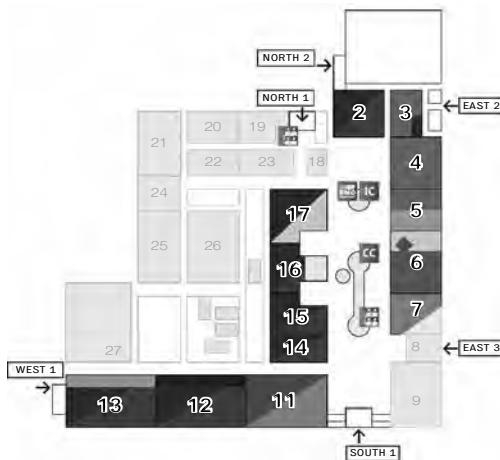
EMO Hannover 2025入場ゲート



会期中の12ホールの様子

I. EMO Hannover 2025結果概要

- 名 称：EMO Hannover 2025
- 主 催：ドイツ工作機械工業会(VDW)・ドイツメッセ株式会社
- 運営実務：欧州工作機械工業連盟(CECIMO)
- 会 期：9月22日（月）～26日（金）
5日間
- 会 場：ドイツ・ハノーファー国際見本市会場 (Hannover Fairground)
- 出展者数：45カ国・地域から約1,600社
(前ハノーファー展比130%減)
- 来場者数：約80,000人（前回展比13.2%減）
- 展示ホール構成：



出展分類	Hall
旋盤	2・12・13・14・15・16・17
フライス盤、マシニングセンタ、レーザ加工機	2・12・13・14・15・16
研削盤、ホーニング・ラップ盤、研磨機、熱処理設備	11
工具研削盤	6
放電加工機	12
歯切り盤、歯車機械	11
金切り盤	17
積層造形装置	12
板金加工機、鍛圧機	13
切削工具	3・4・5
工作機械部品	7
NC装置、ロボット、スタートアップエリア	7
ソフトウェア	7
切削油、潤滑油、クーラント装置、廃棄物処理設備	11
学生向け展示	7

10. 国際アソシエーションエリア参加団体（22団体）

ABIMAQ（ブラジル）、AFM（スペイン）、AMDM（メキシコ）、AMT（米国）、BBCMB（ブルガリア）、CARMAHE（アルゼンチン）、CMTBA（中国）、FMTI（オーストリア）、IMTMA（インド）、JMTBA（日本、日工会）、JMTIA（日本、日本工作機械輸入協会）、JTA（日本、日本機械工具工業会）、KOMMA（韓国）、MIB（トルコ）、MTA（イギリス）、SST（チェコ）、SWISSMEM（スイス）、TAMI（台湾）、TIAD（トルコ）、TMBA（台湾）、UCIMU（イタリア）、VDW（ドイツ）

11. 会期中の日工会参加行事

日時（9月）	行事名	会 場
22日（月）	9:00～10:00 開会Press Conference	Hall 18 「H' Up」
	10:00～11:20 オープニング・セレモニー	Hall 18 「H' Up」
	12:00～13:00 CECIMO Press Conference	Hall 19/20 「Room Casablanca」
	13:30～14:30 Taiwan Int'l Press Conference	Hall 16 「D19ブース」
	15:30～16:15 CECIMOとの会合	IC 「(CECIMO) 事務所」
23日（火）	10:00～11:20 國際事務局長会議	Hall 19 2階 「New York 2」
	16:00～17:00 JAPAN DAY (JIMTOF2026 NETWORKING) at EMO Hannover 2025	CC 「Room17」
24日（水）	10:30～13:00 India Opportunities	CC 「Room13/14」
	14:00～14:50 SIMTOS2026 Global Roadshow	CC 「Room17」
	15:00～16:00 AMT press conference	CC 「Room12」
	19:00～ Gala Dinner	Hannover herrenhausen Gradens "Galerie" Building

*IC：インフォメーションセンター、CC：コンベンションセンター

【参考1】EMO開催規模の推移

展示会名	EMO2025	EMO2023	EMO2019
会期	9/22（月）～26（金）	9/18（月）～23（土）	9/16（月）～21（土）
開催地	ハノーファー	ハノーファー	ハノーファー
来場者数	約80,000	92,159	116,706
出展者数（国・地域数）	約1,600 (45)	1,839 (42)	2,211 (47)
日本出展者数	76	67	82
うち日工会員	36	40	43

【参考2】各国主要展示会との比較

展示会名	EMO	CIMT	JIMTOF	IMTS	SIMTOS	CCMT
開催年	2025	2025	2024	2024	2024	2024
会期	9/22～26	4/21～26	11/5～10	9/9～14	4/1～5	4/8～12
開催地	ハノーファー	北京	東京	シカゴ	ソウル	上海
展示場面積（m ² ）	524,285	310,000	118,540	248,000	102,431	200,000
出展者数（社）	約1,600	2,432	1,268	1,737	約1,300	1,877
来場者数*（人）	約80,000	345,864	129,018	89,020	101,233	124,695

*JIMTOF、EMO、CCMT：純来場者数（会期を通して1人1回のカウント）

CIMT、IMTS：入場登録者数（実際に入場していない事前登録者も含む）

SIMTOS：延べ人数（出展者含むゲート通過人数）

(注) JIMTOF出展者数は、共同・内部出展者を含む。

12. EMO2025技術動向概要

（1） 概括

①展示会の全体動向を表すような大テーマに相当する技術トピックは見受けられなかつたが、各社とも顧客重視による機械の改善／アップデートを手堅く行っている印象であった。その中でも、AI、DX、自動化に関する取組が各社で徐々に進められている模様。

②自動化に関するアプローチについては出展企業によって濃淡あり。比較的注力していると思われる企業においては、AMRやロボットの活用、ターンキー提案のために自社の従来製品の前後プロセスに相当する機械の開発や工程集約を行う、5軸制御MCに自動化装置を組み合わせることで工程集約と長時間の自動運転を行う等、各種取組が見られた。

③AIについては、自律的エージェントとしての活用は現時点では見られず、自動化プロセス内でのAIによる設備/機器の状態監視であつたり、説明書としての機

能やユーザの利便性をフォローするためのチャットなど、サポート的な役割を中心に活用されている様子であった。

（2） 個社事例

①環境／省エネについて前面に押し出した展示は見られなかった。確認したところ、1社だけ、ISO14955-1 (JISB0955-1: 2020 工作機械－環境評価－第1部) に対応しているとした、ポンプユニットやチラーユニットの展示があった。

②CRA（欧州サイバーレジリエンス法）に対応しているとした展示が、ファンック、シーメンスの2社において見られた。

③umatiについては既に当たり前に存在する規格として一般的に適用されているためか、関連展示はほぼ確認できなかつた。

④Manufacturing-X、Factory-Xについて、展示場内では全く見られず、欧洲系メーカの説明員に数社確認したが、名前も把握していないようであった。



1台で5軸機能2台分を集約したユニークな加工機 (SW社)



ロボットマシニングの展示 (DANOBAT社)

⑤構成要素としては、現地の主軸メーカから減衰機能付き主軸が展示されていた。また、少数ではあるがロボットマシニングの出展が複数ブースで見られた。

II. EMO主催行事

1. オープニング・セレモニー

- (1) 日 時：9月22日（月）10:00～11:20
- (2) 会 場：Hall18「H' Up」
- (3) 出席者：CECIMO加盟団体関係者、各國工業会関係者、主要出展者代表等約100名

(4) 登壇者及びスピーチ概要

①EMO主催者：Francois Duval氏 (CECIMO会長)

- ・EMOは単なる展示会にあらず、大胆なアイデア、イノベーションとコラボを生む国際的ハブである。課題は変わっても、適応・革新・繁栄は不变。
- ・人材無くしてはイノベーションや創造も産業も無い。
- ・産業の優先課題は明確である。Simplify（簡素化）、invest（投資）、Strengthen（強化）の3つをやれば未来に向けて繁栄できる。

②州政：Olaf Lies氏（ニーダーザクセン州首相）

- ・地政学的状況、関税問題、エネルギー価格の高騰、中国市場やロシア市場の変化など、非常に厳しい状態が続いている。特に厳しい対露制裁のためロシア市場が消滅してしまったのは大きい。技術イノベーションによる競争力拡大を目指すべく、州政府は投資拡大を決めた。

③産業界：Stephen Albrecht氏（Liebherr-International AG取締役）

- ・自動化とデジタル化が、建設・鉱業、航空・海事分野の効率性と安全性向上させ、代替燃料による脱炭素化も進んでいる。規制は競争力を削がず、イノベーションを可能にするものであるべきだ。

④同盟国カナダ：Evelyne Coulombe氏（在ドイツカナダ大使館の臨時代理大使）



AMTのWoods専務理事への挨拶

- ・カナダはEMOハノーファーのパートナー国である。カナダ・ドイツエネルギー・パートナーシップを通じて、エネルギー・産業革新分野で協働している。今回のEMOでは、10社のカナダ出展企業が、「先進的製造技術」、「自動化」、「インダストリ4.0」に関する最先端ソリューションを展示。
- ・両国間は、「大西洋横断関係」、「経済の多様化」、「カナダの製造技術とインダストリ4.0における強み」の3点が共通した特長である。

⑤連邦政策担当：Gitta Connemann氏

（連邦経済エネルギー大臣政務次官）

- ・ドイツ企業の99%は中小企業（Small and Medium-sized Enterprise）だが、彼らはイノベーションの推進者であり、隠れたチャンピオンでもある。
- ・鉄鋼・アルミ関税は、緩和を強く主張し続けるべきである。米国内ですぐに（EUからの輸入機）代替製品を見つけることは不可能であり、沈静化のシグナルを間もなく受け取れるだろう。



オープニング・セレモニーでのボタン開幕

- ・メルコスール（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイを主要加盟国とする南米の地域的な関税同盟）、メキシコ、インドネシア等でFTAが進んでいる。出来るだけ多くのFTAが必要と思料。
- ・中国の製造業は技術力の向上が著しいが、市場歪曲的慣行がしばしば見られる。公正な競争が必要だ。過剰生産設備も問題。他市場への転換を進める必要がある。

（5）海外工業会との交流

セレモニー前のコーヒータイムを利用して、来場していたAMT（米国）、IMTMA（インド）、MTA（英国）、TMBA（台湾）の代表者に、坂元会長が就任挨拶し、工作機械産業の現況につき意見を交換した。

2. CECIMO Press Conference

- (1) 日 時：9月22日（月）12:00～13:00
 - (2) 会 場：Hall19/20「Casablanca」
 - (3) 登壇者及びスピーチ概要
- ①Marcus Burton氏（CECIMO経済委員長）

- ・関税以上に不確実性が引き続き内需の重荷となっている。2024年の総固定資本形成は1.8%減少する見込みだが、その後は緩やかな投資回復が見込まれる。
- ・世界貿易の分断が進むと、欧州のGDP成長率が鈍化し、インフレ圧力が再燃するリスクがある。
- ・資金調達コストの高騰と政策の不確実性の高まりにより、投資は予想を下回った。
- ・新たな自由貿易協定などを通じてEUと他国との貿易を加速させることで、EUの成長を持続させることができる。
- ・国防費の増加もプラスに寄与する可能性がある。
- ・単一市場のさらなる統合と規制の簡素化（オムニバスパッケージなど）を通じた競争力強化を目指す改革は、EU経済の回復力を高める可能性がある。
- ・2026年の全体的な見通しとしては、欧州の工作機械受注は増加、輸出は前年比2.1%増加、消費量は同約7%増加すると予想。

②袖原専務理事（日工会）

- ・2024年における日本の工作機械業界は、受注、生産、輸出入ともに前年を下回ったものの、2025年は輸入を除き緩やかな回復基調。
- ・このような中、当工業会は、「デジタル」、「グリーン」、「レジリエンス」、「需要喚起」の4つのテーマを軸に、課題解決に向けた活動を展開している。具体的な取り組みは以下の通り。

【デジタル（DX）】

自動化の標準的なレベル診断を可能とする3Dマトリクスをホームページ上で公表中。ユーザはこのマトリクスを使うことで、今後取り組むべき自動化項目が一目瞭然となる。これにより、メーカー側も、ユーザに最先端の工作機械と、自動化をセットでわかりやすく提案することができ、製造業のDX推進と、生産性向上の後押しとなる。

【グリーン（GX）】

業界独自のLCA（工作機械の省エネ性能の評価手法）を活用して、環境対応型工作機械の需要を開拓。その普及を進めることで、製造業のカーボンニュートラル達成に寄与（環境対応型工作機械の販売拡大）。

【レジリエンス】

原産資格証明の中で判別に苦労する工作機械のHSコード等のデータを共有化できるEPAウェブサイトを会員企業向けに開設。これにより、EPA活用を推進し、関税を削減することで、高性能、かつ最新鋭工作機械を、顧客が求めやすい価格で提供。設備若返りにより製造業の強靭化に寄与（海外での価格競争力維持向上、世界市場でのプレゼンス強化）。

【需要喚起】

来秋東京ビッグサイトにおいてJIMTOF2026を開催。東京から世界へ最先端技術、最新鋭工作機械を一堂に発信するとともに、Face to faceでユーザの悩みを的確に把握し最適ソリューション

を展開。設備の若返りを強力に後押しして、製造業の競争力を強化。

- ・これらの活動を通じて、製造業全体の課題の解決に貢献するとともに、ひいては工作機械の受注拡大を促進することで、年初に掲げた今年の受注総額1兆6,000億円という目標の達成に向けて取り組む所存。

③Douglas K. Woods氏（AMT専務理事）

- ・2025年における米国的工作機械業界の予測は、以下の通り。

生産：前年比22%増の86億ドル

輸出：前年比15%増の17億ドル

輸入：前年比1%増の63億ドル

消費：前年比12%増の132億ドル

- ・消費急増は主に航空宇宙・防衛分野における需要増加、影響を受けたセクターの国内回帰、そして外国直接投資の影響によるもの。

- ・2026年については、AMTは（受注は若干減少すると見込まれるもの）安定した環境を予測。観測された軟調な動きは、資金調達コストの上昇、貿易政策をめぐる不確実性、根強い地政学的リスク、そして数年にわたる持続的な投資の飽和効果による、より慎重な姿勢を反映している可能性が高い。

④Jibak Dasgupta氏（IMTMA専務理事）

- ・インドのGDPは現行で4.19兆ドルに達し、2024～25年度には6.5%の成長率を記録し、2029年まで同じペースで成長すると予測されている。

- ・このような成長を背景に、2024～25

年におけるインドの工作機械消費は、37億ドルに達した。以後、毎年11%程度伸びて、2031年には、約70億ドルに到達する見込み。

- ・この成長を支える要因は、以下の通り。

【新規参入企業】

日本、韓国、台湾などの海外工作機械メーカ及びサブシステムサプライヤーは、国内需要および輸出向けに生産施設を設立し、工作機械及び関連製品を製造。これは、インドにおける工作機械生産のダイナミクスに変化をもたらす。

【政府の取り組み】

Make in India、生産運動型インセンティブ、そして道路、鉄道、港湾、空港、再生可能エネルギープロジェクトといったインフラ開発への投資増加は、現地の製造業を活性化し、工作機械の消費を拡大。

【セクターの機会】

電気自動車、電子製造システム、航空宇宙、防衛、再生可能エネルギーへの投資は、精密部品の需要を生み出し、これらのセクターにおける高度な工作機械の採用拡大につながっている。



CECIMO Press Conference

3. Gala Dinner

- (1) 日 時：9月24日（水）19:00～
- (2) 会 場：Royal Gardens of Herrenhausen
- (3) 出席者数：約250名
- (4) 当方出席者：柚原専務理事、長濱常務理事、岩瀬常務取締役（東京ビッグサイト）他

III. 会期中の国際会合

1. CECIMO（欧洲工作機械工業連盟）との会合

- (1) 日 時：9月22日（月）15:30～16:15
- (2) 会 場：Information Center
「Room133（CECIMO事務所）」
- (3) 先方出席者：Mr Francois Duval(CECIMO会長) 欧州各国の工業会から13名
日工会出席者：坂元会長、山崎副会長、家城副会長、石井副会長、山口副会長、柚原専務、長濱常務、他
- (4) 会合概要

当会よりEMO50周年及び盛大な開催への祝意を伝えた。併せて足元のEUの市況やEV動向に加え、米国の通商拡大法232条に基づ



CECIMOとの会合

く鉄鋼・アルミニウム製品に対する50%の追加関税が公開された件についての意見交換を行った。またVDWよりumatiのassociation partnerを契約したことへの謝辞があった。

2. 国際事務局長会議

- (1) 日 時：9月23日（火）10:00～11:20
 - (2) 会 場：Hall19/20「New York 2」
 - (3) 登壇者
 - ①Marcus Burton氏（CECIMO経済委員長）
 - ②Amit Sharda氏（Oxford Economics エコノミストリーダー）
 - ③Kevin Bowers氏（AMT調査部門VP）
 - ④Jibak Dasgupta氏（IMTMA専務理事）
- プレゼン概要：各國における工作機械業況及び経済動向について

3. 海外工業会による記者発表

EMO会期中、以下の海外工業会が、主催または運営する展示会の広報を主体とした記者発表を開催した。

- (1) KOMMA（韓国）：SIMTOS 2026
(2026年4月13日～17日：ソウル)



国際事務局長会議

(2) AMT（米国）：IMTS 2026

(2026年9月14日～19日：シカゴ)

(3) IMTMA（インド）：IMTEX 2027

(2027年1月21日～27日：ベンガルール)

(4) UCIMU（イタリア）：EMO MILANO 2027

(2027年10月4日～9日：ミラノ)

(5) TAMI・TMBA（台湾）：TIMTOS 2027

(2027年3月2日～7日：台北)

*TAMI主催

TMTS 2026

(2026年3月25日～28日：台中)

*TMBA主催

IV. 「JAPAN DAY」の開催

1. 日 時：2025年9月23日（火）16:00～17:00

2. 会 場：コンベンションセンター「Room17」

3. 参加者：欧州を中心とする、海外の工作機械関係誌記者、同工作機械販売商社、同ユーザ企業関係者、その他海外工業会等業界関係者、日工会及び協賛団体所属会員等57名

4. 趣 旨：定例で行っていた記者会見から立食形式のネットワーキング交流会に変更して開催。会場には、EMO Hannover 2025に来場した世界各国のジャーナリスト・メディアや業界関係者及び、JIMTOF出展予定者が集い、JIMTOFを通じて交流を深めた。また、会場内には和菓子やせんべい、折り紙体験といつ

た日本文化を楽しむ趣向を盛り込んだ。

5. 内 容

(1) 坂元会長挨拶

①自己紹介 ②EMO開幕への祝意

③参加役員の紹介

(2) 岩瀬常務取締役（東京ビッグサイト）

①JIMTOF2026のPR動画の紹介

②JIMTOF2026のキービジュアル説明

③開催概要、取り組み、出展申し込み期間の説明



坂元会長の挨拶



JIMTOFで繋がるネットワーク

日工会行事

第64回日工会野球大会 —牧野フライスが悲願の初優勝—

64回目となる日工会野球大会が、日刊工業新聞社・産経新聞社の2社から後援を得て、7チーム参加のもと、10月9日（木）、10日（金）の両日、東京都品川区の大井スポーツセンター野球場にて開催された。

折からの台風22号接近により天候が危ぶまれたが、強風が吹き荒れる中幸いにも降雨はなく、大会初日を迎えた。開会式では、柚原大会運営委員長の開会挨拶に続き、前回優勝チームの芝浦機械より優勝杯、優勝旗、優勝楯が返還された。そして、齊藤椋選手（DMG森精機）が選手宣誓を行い、宮崎理事・環境安全委員会委員長による始球式により、2日間にわたる熱戦の火蓋が切られた。



DMG森精機齊藤椋選手による選手宣誓



宮崎理事・環境安全委員会委員長による始球式



の準決勝は、息詰まる投手戦となったが、牧野フライスが6回裏に連打と相手守備の乱れにより一気に3得点をあげ勝利した。一方のオークマ対DMG森精機の試合は、少ないチャンスをものにして得点し手堅く守り切ったオークマが2対0でDMG森精機に勝利した。この結果、決勝戦は2年連続で進出したオークマと10年ぶりに駒を進めた牧野フライスとの対戦となった。

決勝戦、初回牧野フライスが相手先発の平田投手の立ち上がりを攻め3本のヒットを重ね先制点を奪い、その後、投手戦となり両チームとも目立ったチャンスを掴めぬ膠着状態となった。7回牧野フライスは準決勝の芝浦機械戦を完封した大王投手から横山投手へと継投した。そして迎えた9回表、追いすがるオークマは2本のヒットと死球で2死満塁と一打逆転の好機を掴んだが、横山投手が気合の入った投球で後続バッターを三振に抑え1対0で優勝した。初優勝となった牧野フライス谷迫監督は「優勝できて嬉しい。2日間、普段通りのメンバーで安心してプレーできたことが勝因。今ま

でないぐらい気合を入れてこの大会に臨んだ。この1年間、プライベートや仕事の合間を縫って、練習時間を作ってくれた選手達や、忙しい中、快く送り出してくれた会社のみなさんに感謝したい」とコメント。

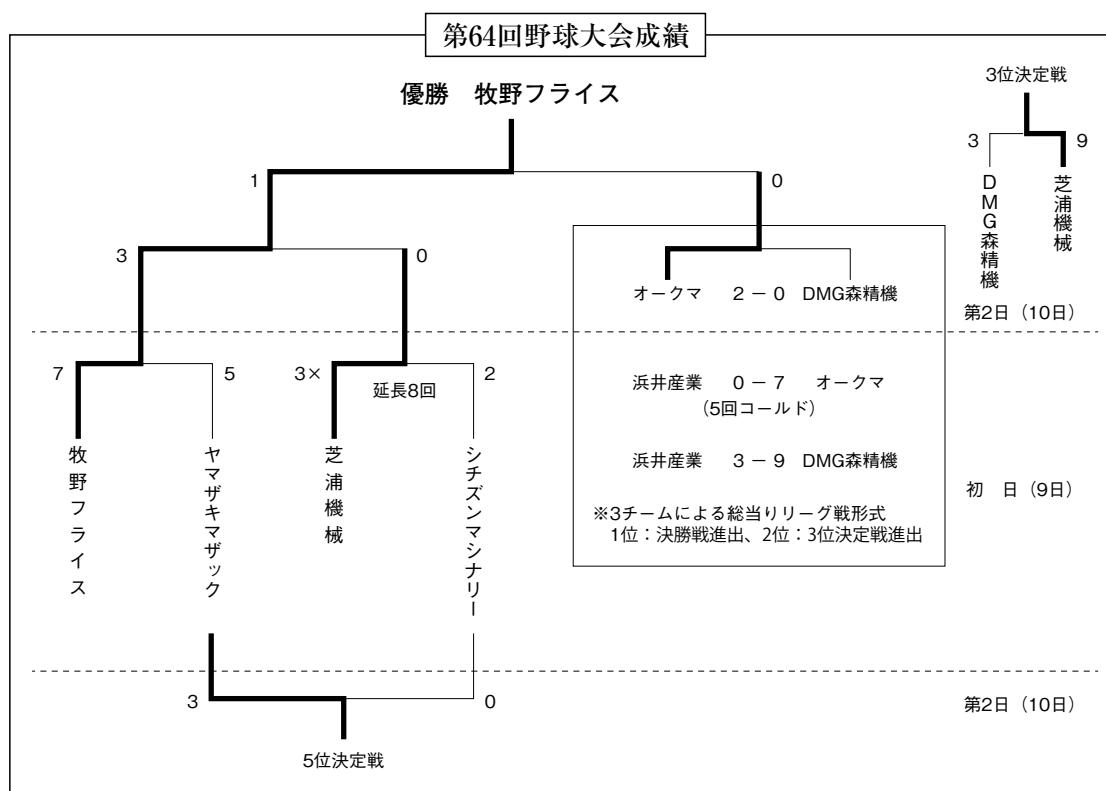
また、芝浦機械とDMG森精機が対戦した3位決定戦は9対3で芝浦機械、ヤマザキマザックとシチズンマシナリーが対戦した5位決定戦は3対0でヤマザキマザックが勝利した。

試合終了後の閉会式では、柚原大会運営委員長の閉会挨拶に続き、日刊工業新聞社の長塚編集局第一産業部長、並びに産経新聞社の河合事業本部コンベンション事業部部長より来賓挨拶があった後、優勝杯（日工会）、優勝旗（日刊工業新聞社）、優勝楯（産経新聞社）などが牧野フライスに贈られた。

最高殊勲選手賞には、捕手・監督としてチームを支えた谷迫選手（牧野フライス）が受賞した。敢闘賞は古田選手（オークマ）が受賞した。優秀選手賞は、大王選手（牧野フライス）、平田選手（オークマ）、末丸選手（芝浦機械）、原田選手（DMG森精機）がそれぞれ受賞した。



優勝した牧野フライステム



第64回野球大会成績

- [団体] 優勝 牧野フライス
 準優勝 オークマ
 第3位 芝浦機械
 第4位 DMG森精機
 第5位 ヤマザキマザック
 第6位 シチズンマシナリー
 第7位 浜井産業
- [個人] 最高殊勲選手賞 谷迫 哲哉 (牧野フライス製作所・監督／捕手)
 敢闘賞 古田 光希 (オークマ・捕手／外野手)
 優秀選手賞 大王 海人 (牧野フライス製作所・投手)
 平田 史弥 (オークマ・投手／内野手)
 末丸 公康 (芝浦機械・投手)
 原田 元気 (DMG森精機・内野手)

会員代表者懇談会

当会では、地域の産業・文化に触れるとともに、会員相互の親睦を深めるため、会員代表者懇談会を開催している。33回目となる今回は宮城県、福島県、山形県において開催した。

初日は、(株)IHI相馬工場を訪問し、ジェットエンジンのケーシング、ハウジング、ブリスク等の製造工程を見学した。翌日はTHK(株)山形工場を訪問し、工作機械の重要な構成要素であるリニアガイド、ボールねじの製造工程を見学した。

1. 開催日: 2025年10月16日 (木)、17日 (金)
2. 場所: 福島県 (相馬市)、山形県 (山形市、東根市)、等
3. 参加会員数: 19社21人
4. 行事
 - (1) 2025年10月16日 (木)
 - ① 観察・意見交換: (株)IHI・相馬工場
 - ② 懇親会: ホテルメトロポリタン仙台 (昼食)、四山楼 (夕刻)
 - (2) 2025年10月17日 (金)
 - ① 観察・意見交換: THK(株)・山形工場
 - ② 懇親会: 天童ホテル (昼食)



(株)IHI・相馬工場にて

工作機械とともに歩んだ我が人生

監事 伊奈 秀雄
(シチズンマシナリー株式会社・代表取締役社長)

私が生まれた昭和40年は戦後復興も落ちき、高度経済成長に突き進んでいる年代だったように思います。私の遠い記憶には、機械が発するゴーという音とともに、連続して動くカシャカシャという小気味よい音と油のにおいが脳裏に焼き付いています。

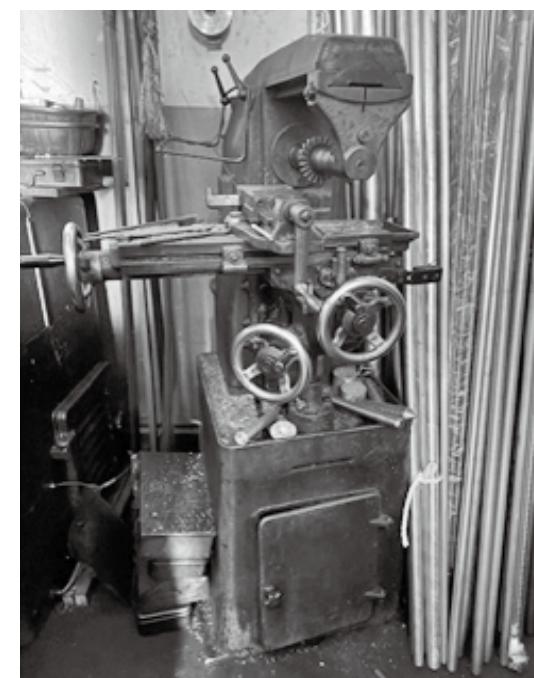
私は東京都大田区で町工場を営む家庭に生まれました。町工場といつても幅広い業種がある中で、所謂“挽き物屋”が我が家のかなででした。挽き物とは旋削を指す言葉ですが、その旋盤加工の中で小物部品を加工する“ロクロ”という機械がありました。ロクロは作業者の正面に主軸を配し、突き出した材料に加工を行うのですが、切削工具は主に作業者の手と機械のテーブルで保持しながら加工を進める独特の構造となっています。まさに作業者の技能が加工スピードと精度を左右する機械です。父はこのロクロの職人からスタートし、カム式主軸移動型自動盤や横型フライス盤などの2次加工機を設備し、部品加工業を営んでいました。

身近に工作機械がある中で生まれ育ちましたので、カム式自動旋盤の不思議な動きに魅了され、当時の町工場ではいち早く導入したNC自動旋盤（1978年に導入）に子供ながら驚きと興味をもちました。私が工作機械と



いうものに興味を持ち始めたのはちょうど中学生になるかならないかのころだったと思います。

大学を卒業するころには、周りの友人たちは就職活動に明け暮れていましたが、私は家業を継ごうと考えていましたので、そんな友人を横目に就職活動は行っていませんでした。そんなある日、実家の工場を眺めていると、ここで一生を過ごすことにためらいの気持ちが出てきたのです。どこかの会社に就職



昭和40年代の横型フライス盤

し、外界を知ったうえで戻るのも悪くはあるまい。父も特に反対せず、身近にあった工作機械メーカーの製造を担う、当時のシチズン精機に1988年に入社しました。この会社は自然豊かな田舎町にあり、私もその地に引っ越してきました。そう、今の当社シチズンマシナリーの本社工場です。そもそも、機械のゴーという音の中で育った私にとって、この地の静けさは、かえって眠ることができないくらいでした。まあ、2~3年したら東京に戻ろうなんて考えていたのですが、そのまま現在まで38年間、この静かな地、御代田町のお世話になっています。

さて、なぜ家業を継がなかったのかというと、私としては2つ理由があると思っています。1つは、工作機械を造ることに心底面白さを感じてしまったことです。スライドなどの微細な調整からメカニカルな動きを行う部品一点一点に心躍る感動がありました。もう1つは、町工場は資金力の問題があり、毎月の資金繰りに窮している父の姿を見るたびに、お金のことを考えずに、技術に没頭できる環境に身を置きたいと考えるに至ったからでした。

そんな状況で入社した株式会社シチズン精機（現シチズンマシナリー株式会社）では、生産技術部門で当社製品の製造に関わる業務からスタートし、次の営業技術部門ではアプリケーションエンジニアとしてお客様とのつながりを実感し、その後に配属された国内営業部では部長職として当社製品の拡販に努めました。また、その後は中国、英国と海外での赴任経験をさせていただき、世界各国

の小物精密産業を幅広く体感する機会を得ました。

東京の小さな町工場に生まれた私ですが、こうして好きな工作機械の仕事に携われただけではなく、グローバルな視点で幅広く、お客様はもちろん、工作機械に携わる業界の皆様と交流できましたことは、何事にも代えがたい私の財産となっています。ただ一つ、当初の目的であった資金繰りを考えないで技術に没頭するということに関しては、現在の職務では叶いませんが・・・。とはいって、何より私自身を成長させてくれた工作機械事業に感謝するとともに、今後の工作機械業界の発展に、微力ではございますが貢献してまいる所存です。



EUオムニバス法案の最新動向

日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義

1. はじめに

EUは、2025年2月26日に欧州委員会が発表したサステナビリティ関連規制を簡素化する法案パッケージ「オムニバス簡素化法案」の第一弾（オムニバスI）を皮切りに、これまで6つのオムニバス法案を発表している。エネルギー価格高騰や貿易摩擦の激化などを背景に欧州企業の事業環境は厳しさを増す中、産業競争力の強化はEUでも最優先課題に掲げられ、事業環境の簡素化と迅速化、一貫性は欧州委員会の政治的優先事項とされている。オムニバス法案では法令の水準を維持しつつ、法令間の重複と矛盾を排除して簡素化や統合を進めている。

欧州理事会（EU首脳会議）は2024年11月、

欧州委員会に対し、行政手続き、規制対応、報告義務といった企業（特に中小企業）の負担の大幅軽減に向けて規制簡素化を進め、報告義務を最低25%軽減する法案を2025年上半期に提案するよう求めた^[1]。欧州委員会は、2月11日に発表した政策文書「より簡素で迅速な欧州：実施と簡素化に関するコミュニケーション」^[2]で、企業に目に見える改善を迅速にもたらす規制の実施と簡素化のアジェンダを提示し、オムニバス法案の提案を開始した。10月中旬には、7月末までの法令簡素化・実施・施行の状況に関する初の年次レポートとともに2026年の欧州委員会作業プログラムを発表し、その中で、引き続き広範な分野で簡素化を

表1 現在進行中の6つのオムニバス法案
出所：欧州委員会資料^[3]

オムニバスI：持続可能性	【コスト削減目標】
・企業サステナビリティ報告(CSRD)、企業サステナビリティ・デューディリジェンス(CSDDD)、タクソノミーの分野における抜本的な簡素化	45億ユーロ
・サステナビリティ報告とデューディリジェンス・プロセスの実施を、最大規模の企業のみに義務付け	
・デューディリジェンス措置の有効性を監視する義務を、毎年から5年ごとに軽減	
・炭素国境調整メカニズム(CBAM)は排出量の99%をカバーしつつ、小規模輸入業者の90%を適用免除	12億ユーロ
オムニバスII：EU投資の簡素化	
・InvestEUの受益者、パートナー、金融仲介機関の手続きを簡素化	3億5,000万ユーロ
・新規の官民投資のために500億ユーロの追加財源を投入	
オムニバスIII：共通農業政策(CAP)	
・小規模農家の支払い配分と環境要件を簡素化し、農家の行政手続きコストを削減	15億8,000万ユーロ
・デジタル化も活用し、複雑な手続き負担を軽減し、加盟国行政のコスト削減	2億1,000万ユーロ
オムニバスIV：小規模中堅企業(SMC)	
・小規模中堅企業3万8,000社に中小企業向け優遇措置を導入	3億8,000万ユーロ
オムニバスV：防衛態勢強化	
・投資促進、助成金アクセスの改善、大規模紛争抑止のための態勢強化による欧州防衛力を強化	—
オムニバスVI：化学品	
・化学業界のコンプライアンスコストと手続き負担を削減	3億6,300万ユーロ

推進していく方針を掲げており、こうした動向を捉えておくことが重要となる。

本稿では、これまでに発表された6つのオムニバス法案の概要とその進捗状況をまとめる。これらのイニシアチブにより、EU企業に年間約86億ユーロ（数値が確定していない防衛分野を除く）以上の節約をもたらすことを目指しており、これは2030年までに経常的な手続き負担を年間375億ユーロ削減するとの目標の約5分の1に相当する。

2. これまでに発表された6つのオムニバス法案の概要^{[4] [5]}

2-1. オムニバスI（持続可能性）

欧州委員会は2025年2月26日、オムニバス第一弾パッケージ（オムニバスI）を公表した。企業サステナビリティ報告指令(CSRD)とバリューチェーン全体での人権・環境リスクへの対応を求める企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)、EU炭素国境調整メカニズム(CBAM)を改正し、適用対象や開始時期、要件を変更する3つの法案(COM(2025)80、COM(2025)81、COM(2025)87)とタクソノミーに関するルールの簡素化案が

含まれた。

(1) CSRD及びCSDDDを改正する指令案その1：報告・デューディリジェンス要件の適用開始変更^{(COM(2025)80¹)}

非財務情報開示指令(NFRD)²の対象となる大企業（第1波（Wave 1）企業）は、2025年に2024年度（2024年1月1日～）についてCSRDのサステナビリティ報告義務が始まっている。「ストップ・ザ・クロック指令」と呼ばれる新指令では、第1波企業以外の報告を開始していない大企業と上場中小企業に対するCSRD要件の適用開始を2年、CSDDDの移行期限と適用第一段階（最大規模の企業が対象）を1年延期し、企業の対応準備と欧州議会とEU理事会における審議の時間を確保している。加盟国は、同指令を2025年12月31日までに国内法に組み入れなければならない。この内容は下記の通りである。

• CSRDの適用延期：

- 第2波企業（NFRDの対象でない大企業）：2025年度に関して2026年に報告する予定だったが、2027年度に関して2028年に報告する。
- 第3波企業（EU域内で上場する中小企

¹ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements [COM(2025)80 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025PC0080>

² 指令2013/34/EU（EU会計指令）を改正し、非財務情報の公表義務と連結非財務情報を公表する義務が追加された。
Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2014/95/oj>

- 業、小規模かつ複雑でない信用機関及びキャプティブ保険・再保険会社)：2026年度に関して2027年に報告する予定だったが、2028年度に関して2029年に報告する。
- 第4波企業(第三国企業)：延期なし(2028年会計年度から開始)
- 第1波企業：2024年度に関して2025年に報告する必要があるが、「クイック・フィックス委任法」を通じて一部情報の報告の省略を認める(下記を参照)。
- CSDDDの適用延期：
 - 国内法への移行期限は、2026年ではなく2027年7月26日になった。
 - 第1波企業は、2027年ではなく2028年7月26日から遵守する必要がある。
- 第1波企業の「クイック・フィックス委任法」^[6]：

現行の財務報告基準(ESRS)において第1波企業は、特定のサステナビリティ関連リスクの予想される財務影響などに関する情報を省略できることになっているが、以下の「クイック・フィックス」修正により、2025年度と2026年度についても同様の情報を省略できるようにする。

従業員数750人以下：

 - 2024年度の温室効果ガスのスコープ3排出と総排出量及び自社労働者に関する情報を省略できることになっていたが、これらは2025年度と2026年度まで延長できる

従業員数750人超：

 - 2024年度と2025年度の生物多様性・エコシステム、バリューチェーンの労働者、影響を受けるコミュニティ、消費者・エンドユーザーに関する情報を省略できることになっていたが、これを2026年度まで延長できる

従業員数750人超：

 - 生物多様性・エコシステムに関しては重要課題であれば報告することになっていたが、2025年度と2026年度の情報も省略できる
 - 2024年度の自社労働者に関する一部情報(社会保護、障がいのある従業員の割合、訓練・技能開発、ワークライフバランス等)を省略できることになっていたが、これは2025年度と2026年度まで延長できる
 - バリューチェーンの労働者、影響を受けるコミュニティ、消費者・エンドユーザーに関する情報は重要課題であれば報告することになっていたが、2025年度と2026年度も省略できる

◇審議の状況

ストップ・ザ・クロック指令は(EU)2025/794³として2025年4月17日に発効した。クイック・フィックス修正は、欧州委員会が会計指令2013/34/EU及び法定監査指令2006/43/ECの委任法として2025年7月11日に採択したもので、欧州議会とEU理事会による精査は9月に完了しており⁴、近くEU官

³ Directive (EU) 2025/794 of 14 April 2025 amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2025/794/oj/eng>

⁴ <https://webgate.ec.europa.eu/regdel/#/delegatedActs/2865?lang=en>

報に掲載される見通しである。

(2) CSRD及びCSDDDを改正する指令案その2：報告・デューディリジェンス要件の変更(COM (2025) 81⁵)

現状、CSRDとCSDDDの主な要件について、欧州委員会草案に対するEU理事会と欧州議会の立場は表のようになっている。欧州議会の立場は、後述するように、法務委員会(JURI)で合意されたものであり、本会議では否決されたため、今後変わってくることが考えられる。

CSRDとCSDDDの適用範囲については、欧州議会とEU理事会は概ね考えが一致している。欧州委員会草案は当初とはかなり乖離があるが、欧州委員会との三者交渉(トドローグ)における欧州委の役割は仲介的ものであるため今後大きく変わることは考えにくい。デューディリジェンスへのアプローチ(負の影響の特定・評価の実施)については、欧州議会はリスクベースのアプローチ

表2 CSDDD／CSRDの欧州委員会草案、EU理事会、欧州議会(JURI妥協案)のポイント比較
出所：Responsible Companies Frank Bold [7] 及び各法案

項目	欧州委員会草案	EU理事会ポジション	欧州議会(JURI妥協案)
CSDDD適用対象範囲	従業員数：1,000人 +純売上高：€4億5,000万(変更なし)	従業員数：5,000人 +純売上高：€15億	従業員数：5,000人 +純売上高：€15億
負の影響の特定・評価実施： Tier1への限定	影響の特定を直接事業パートナーに限定 +間接パートナーの追加評価は「もっともらしい」情報に基づく場合のみ	影響の特定を直接事業パートナーに限定 +間接パートナーの追加評価は「もっともらしい」情報に基づく場合のみ	影響の特定はリスクベースのアプローチを採用 +情報要求にはより厳格な制限を設ける
違反に対する民事責任	EU共通の民事責任制度は設けない	EU共通の民事責任制度は設けない	EU共通の民事責任制度は設けない +見直し条項を設定
気候移行計画の採択	CSDDD：計画採択義務 ・「実施数行動」を追記 ・「最善の努力」による策定 ・EU気候法・パリ協定との整合性を確保	CSDDD：計画採択義務 ・「実施数行動」を計画に含む ・「最善の努力」による策定 ・EU気候法・パリ協定への貢献を確保 ・「合理的努力」による策定	CSDDD：計画採択義務 ・「実施数行動」は削除 ・EU気候法・パリ協定との整合性を確保 ・「合理的努力」による策定
	CSRD：変更なし	CSRD：文言 「整合性(compatibility)」→ 「貢献(contribution to)」に変更	CSRD：欧州委草案への修正なし
CSRD適用対象範囲	従業員数：1,000人 +純売上高：€5,000万 または 貸借対照表：€2,500万	従業員数1,000人 +純売上高：€4億5,000万	従業員数1,000人 +純売上高：€4億5,000万 +経営活動に関与しない金融持株会社の免除 +グループ連結報告に含まれる上場子会社の免除
バリューチェーンへの情報要求	VSMEに結び付いた上限を設定 +上限を超える要求の明確化を義務付け +範囲外の要求を拒否できる権利を付与	VSMEに結び付いた上限を設定	VSMEに結び付いた上限を設定
セクター別報告基準	セクター別基準の策定権限を削除	削除を維持 +欧州委がセクター別ガイダンスを検討する旨を前文に追記	任意のセクター別ガイドラインを策定

(注)VSME(Voluntary reporting standard for SMEs):欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)のドラフトを策定する欧州財務報告諮問グループ(EFRAG:European Financial Reporting Advisory Group)が策定した中小企業向け自主報告基準。

⁵ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements [COM (2025) 81 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025PC0081>

ローチへと移行し、情報要求に厳格な制限を設けようとしており、トリローグでは評価のスコープと義務を調整することになる。また、三者は企業が気候変動移行計画を採択すべきという点で合意しており、従来の「計画を実施する」という要件は削除された。EU理事会は計画に「実施数行動」の詳細を記載する義務を維持しているが、欧州議会は削除を提案している。三者はEU統一の民事責任制度を廃止することに合意している。

◇審議の状況

欧州議会では、法務委員会（JURI）が10月13日に議会としての交渉の立場に合意したが、10月22日の本会議では、これに基づくトリローグの開始について、反対318票、賛成309票とわずか9票差で否決する結果となった（棄権34票）。当初は、正式投票なしで本会議を通過して10月24日からEU理事会・欧州委員会との三者交渉に入る見通しだったが、右派政党グループ（PfE、ECR、ESN）⁶による要求で秘密投票が実施され、流れが変わった⁷。今後、JURI案への修正案

を11月13日の本会議で投票にかけられる。可決されれば、議会側の最終的なマンデートが確定し、EU理事会との交渉、欧州委員会とのトリローグに入ることになる。

(3) CBAM規則を簡素化する改正規則(COM (2025) 87⁸)

CBAMの報告義務から、対象品目の輸入量が年間累積50トン以下の小規模輸入業者や臨時輸入者約18万2,000社を除外する（電力と水素は除外）。これは輸入者数全体の90%に相当するが、99%の排出量カバー率が維持されるように設定されている。このほか、CBAM適用対象となる輸入業者の手続きを簡素化・強化する調整が行われた。認可CBAM申告者による毎年の申告提出期限は5月末から8月末に、加盟国からCBAM証書を購入する義務の開始は申告者に猶予を与えるため2026年1月1日から2027年2月1日に延期された。

◇審議の状況

6月18日の欧州議会とEU理事会の政治的合意後、欧州議会は9月10日に正式に採択、EU

理事会も9月29日に採択し、改正規則(EU)

2025/2083⁹が2025年10月20日に発効した。

欧州委員会はCBAMのより広範な見直しに関する協議も開始しており、7月2日から8月26日にかけて、特定の川下製品への適用範囲の拡大に関する意見公募を実施した。炭素リーケージのリスクをさらに低減し、CBAMの財務義務を回避することを意図した行為を標的とした迂回防止措置を導入することを目的としている。欧州委員会は、これを基に2025年第4四半期に規則案を発表する計画。

(4) タクソノミー簡素化 (COM (2025) 81 及びC (2025) 4568¹⁰) [8] [9]

欧州委員会は、2025年7月4日、オムニバスIの一環として提案されていたEUタクソノミーの委任規則を簡素化する改正を採択した。これは企業の事務負担を軽減し、EUの競争力を高めつつ、気候・環境目標を維持することを目的としている。タクソノミー規則は2020年に施行され、2022年以降、報告義務が適用されている。タクソノミーは、金融・非金融企業に共通の持続可能性の基準を提供し、欧州グリーンディールの目標に沿った経済の持続可能な移行への投資を支援する。主な簡素化措置は以下の通りで

ある。

- ・非金融企業・金融企業の評価免除：財務的に重要でない経済活動について、タクソノミー適格性や整合性の評価が免除される。非金融企業では、総収益、資本支出(CapEx)、運営費用(OpEx)のいずれかが10%未満の活動を非重要とみなす。また、事業モデルにとって非重要な全運営費についても整合性評価が免除される。

- ・金融企業向け指標の簡素化：銀行向けグリーン資産比率などの主要指標が簡素化され、詳細なKPI報告を2年間免除する選択肢が与えられる。

- ・報告テンプレートの簡素化：非金融企業で64%、金融企業で89%のデータ項目を削減する。

- ・DNSH基準の簡素化：化学物質の使用・存在に関する「著しい害を与えない(DNSH: Do No Significant Harm)」基準も簡素化される。

これらの変更は、タクソノミー開示、気候・環境に関する3つの委任規則を改正する委任規則の形で採択され、欧州議会及びEU理事会による精査（4ヵ月間+延長2ヵ月までの最大6ヵ月）を経て成立する見通しで

⁶ 極右派のPfE (Patriots for Europe／欧州の愛国者)、保守ECR (European Conservatives and Reformist Group／欧州保守改革派グループ)、極右派のESN (Europe of Sovereign Nations／主権国家の欧州)。2024年の欧州議会（2024年～2029年議会期）選挙で政党グループの再編が行われ、ハンガリーのヴィクトル・オルバン首相らが創設しフランスの極右政党「国民連合(RN)」などが合流して新設されたPfEが第3勢力、ECRが第4勢力となった。最大政党グループは中道右派のEPP (Group of the European People's Party／欧州人民党)、第二勢力は中道左派のS&D (Group of the Progressive Alliance of Socialists and Democrats in the European Parliament／欧州社会民主進歩同盟)。https://eumag.jp/article/feature0724a/

⁷ 欧州議会本会議の投票は、透明性確保のため原則として記名式（電子投票または挙手投票）で行われるのが通常であるが、規定により、一定数の議員または政党グループによる要請によって秘密投票を行うことができる。Rules of Procedure of the European Parliament - Rule 198 (2) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/RULES-10-2025-07-07-RULE-198_EN.html

⁸ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025PC0087

⁹ Regulation (EU) 2025/2083 of the European Parliament and of the Council of 8 October 2025 amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2083/oj

¹⁰ COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) ... of 4.7.2025 amending Commission Delegated Regulation (EU) 2021/2178 as regards the simplification of the content and presentation of information to be disclosed concerning environmentally sustainable activities and Commission Delegated Regulations (EU) 2021/2139 and (EU) 2023/2486 as regards simplification of certain technical screening criteria for determining whether economic activities cause no significant harm to environmental objectives [C (2025) 4568 final]

ある（正式発効はEU官報掲載日から20日後）。適用は2026年1月1日から2025年度分に開始されるが、企業は2026年度から適用することも認められている。

2-2. オムニバスⅡ（EU投資ルール）

2025年2月26日、欧州委員会はEUの主要な投資手段であるInvestEU基金におけるEU保証の効率向上と、InvestEU基金に統合された欧州戦略的投資基金（EFSI）¹¹等の旧金融手段の報告要件の簡素化等を含む規則案（COM（2025）84）¹²を発表した。制度改正により、1) 過去の投資収益の利用と旧制度下の余剰金もしくは回収金で再び利用可能な資金の最適化を通じてEUの投資能力を高め、企業が利用できる資金を増強する、2) 加盟国がプログラムに貢献し、自国企業を支援し、民間投資を動員することを容易にする、3) 実施パートナー、金融仲介機関、最終受益者（特に中小企業）に対する管理要件を簡素化する。InvestEUではEU保証を29億ユ

ロ増額することで、約550億ユーロの追加的な官民投資能力を動員する。戦略的投資における報告制度の簡素化により3億5,000万ユーロを節約できるとしている[10]。

◇審議の状況

9月2日にCOM（2025）84のトリローグを開始して、9月23日、欧州議会とEU理事会が暫定合意しており、近く採択される見通し。EU理事会は10月8日、最終妥協案を承認済み。

2-3. オムニバスⅢ（共通農業政策）

2025年5月14日、欧州委員会が共通農業政策（CAP）の2つの基本法を改正する規則案（COM（2025）236）¹³を発表。農家と加盟国当局のCAPの管理、監視、報告の複雑さと過度な行政負担を軽減し、デジタル化の可能性を最大限に活用する。農家の手続き負担コストを年間15億8,000万ユーロ、行政機関のコストを年間2億1,000万ユーロ削減する。

◇審議の状況

欧州議会及びEU理事会での議論が進展中。10月9日欧州議会本会議が妥協案を採択、10月24日のEU理事会の交渉マンデート採択は10月29日の予定。

2-4. オムニバスIV（小規模中堅企業、デジタル化、共通仕様、バッテリーのデューディリジェンス）[11] [12]

欧州委員会は2025年5月21日、5つの規則案（COM（2025）501、COM（2025）502、COM（2025）503、COM（2025）504、COM（2025）258）をオムニバスIVパッケージとして発表した。これらの改正により、手続き負担コストを3億8,000万ユーロ削減できる見通し。

（1）小規模中堅企業

中堅企業は現在、様々な法令において大企業と同様の義務・要件を求められていることから、小規模中堅企業（SMC：Small Mid-Cap companies）の企業規模区分を新設し、中小企業と同様の要件緩和の一部を享受できるようにする。SMCは従業員250人以上750人未満かつ年間売上高が1億5,000万ユーロ以下、または年間貸借対照表合計が1億2,900万ユーロ以下の企業と定義される[13]。オムニバスIVでは計8つの法令を改正する。

①中小企業向けの緩和措置を小規模中堅企業に拡大する規則その1（COM（2025）501¹⁴）

- 一般データ保護規則（GDPR）（EU）2016/679…個人データ処理行為の記録・保持義務を免除する（高リスクの処理行為を除く）。
- アンチダンピング規則（EU）2016/1036及び補助金相殺関税規則（EU）2016/1037…貿易救済に関する情報（手続きや苦情申し立ての方法等）をSMC向けに提供するヘルプデスクを設置する。EU産業が細分化されている場合、できるだけ貿易調査の期間を企業の会計年度に合わせ、SMCがデータを提供しやすくなる。
- 目論見書規則（EU）2017/1129…SMCの株式公開では、中小企業と同様、簡略形式のEU成長株発行目論見書の使用を可能にする。
- バッテリー規則（EU）2023/1542…中小企業と同様、SMCをバッテリー原材料のサプライチェーンのデューディリジェンス実施とトレーサビリティ義務の適用免除とする。免除されるSMCの数は少ないが、これら企業は年間4万ユーロを節約できると推定される。また、デューディリジェンス実施義務のある企業につ

¹¹ InvestEUはEU予算から保証（約262億ユーロ）を提供して最大3,720億ユーロの官民投資を誘導する欧州委員会が主導する投資促進プログラム。欧州投資銀行（EIB）グループと欧州の中小企業の資金アクセス支援をミッションとするEIB内の欧州投资基金（EIF）、加盟国の投資銀行・開発銀行などの17機関が実施パートナーとして保証を行っている。持続可能なインフラ、研究・イノベーション・デジタル化、中小企業・スタートアップ支援、社会投資・スキル開発の4分野を対象とする。https://investeu.europa.eu/index_en EFSIは投資対象期間が2020年で終了し新規投資は行われていないが、返済期間は長期にわたるため、

¹² Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) 2015/1017, (EU) 2021/523, (EU) 2021/695 and (EU) 2021/1153 as regards increasing the efficiency of the EU guarantee under Regulation (EU) 2021/523 and simplifying reporting requirements [COM/2025/84 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A84%3AFIN>

¹³ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2021/2115 as regards the conditionality system, types of intervention in the form of direct payment, types of intervention in certain sectors and rural development and annual performance reports and Regulation (EU) 2021/2116 as regards data and interoperability governance, suspensions of payments annual performance clearance and controls and penalties [COM/2025/236 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A236%3AFIN>

¹⁴ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2016/1036, (EU) 2016/1037, (EU) 2017/1129, (EU) 2023/1542 and (EU) 2024/573 as regards the extension of certain mitigating measures available for small and medium sized enterprises to small mid-cap enterprises and further simplification measures [COM/2025/501 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A501%3AFIN>

いては、デューディリジェンス・ポリシーのレビューと報告書公表の頻度を毎年から3年ごとに緩和する。

・Fガス規則 (EU) 2024/573…Fガス（代替フロン等3ガス）を含有する製品の輸出入事業者に求められるFガス・ポータルへの登録義務を、Fガス年間取扱量が一定以上の輸入事業者と、EUで禁止され輸出制限の対象となる温室効果の高いFガスを含む特定の製品・機器の輸出業者に限定する。

◇審議の状況

欧州議会及びEU理事会における議論が継続中。7月10日に欧州議会内の担当委員会を指名、EU理事会は9月24日に交渉マンデートを採択している。

②中小企業向けの緩和措置を小規模中堅企業に拡大する規則その2 (COM (2025) 502¹⁵)

・第2次金融商品市場指令(MiFID II指令) 2014/65/EU…現在、中小企業が中小企業成長市場にアクセスするために利用可能な支援をSMCにも拡大する。

・重要事業体レジリエンス指令 (EU) 2022/2557…加盟国が2026年1月17日までに策定することが求められている重要事業体レジリエンス戦略でSMC向けの措置について触れることを義務化する。重要事業体とは、社会・経済活動の維持に不可欠な11セクター¹⁶で各加盟国が特定する事業者。

◇審議の状況

欧州議会及び理事会における議論が継続中。7月7日に欧州議会内の担当委員会を指名、理事会は9月24日に交渉マンデートを採択している。

(2) デジタル化・共通仕様 (COM (2025) 503¹⁷及びCOM (2025) 504¹⁸)

EU整合法令（製品別法令）で紙媒体での提出や報告が義務付けられている非効率的な要件（当該法令が定める必須要求事項を満たしていることを示すEU適合宣言書、事業者と加盟国所管機関の間のやり取り、エンドユーザー向け製品取扱説明書、製品に添付する製造業者連絡先等）をデジタル化する。デ

ジタル化によるコスト削減は少なく見積もって年間総額3億ユーロと見られる。

EU整合法令に定められる製品の必須要求事項に準拠していることを証明するには、EU整合規格を適用することが最も一般的でシンプルな方法とされるが、整合規格がない場合はしばしば複雑かつコストの高い適合評価手続きを余儀なくされる。適合を推定できる共通仕様（規格以外の技術要件）に関する規定がない法令について共通仕様を欧州委員会の実施法令として定め、適合推定を容易にする。

デジタル化と共通仕様の導入の対象となるセクターは以下の通り。

・ COM (2025) 503

デジタル化と共通仕様の導入の両方：電気・電子機器における特定有害物質の使用制限(RoHS)、レジャーボート、簡易圧力容器、電磁環境両立性、非自動測量装置、測定器、昇降機、防爆機器(ATEX)、低電圧電気機器、無線・通信端末設備、圧力機器

デジタル化のみ：屋外用機器の騒音、可搬型圧力機器、舶用機器

・ COM (2025) 504

デジタル化と共通仕様の導入の両方：旅客用ロープウェイ設備、身体保護用具、ガス燃焼器具

デジタル化のみ：機械、バッテリー、エコデザイン要件

◇審議の状況

欧州議会及びEU理事会における議論が継続中。7月10日に欧州議会内の担当委員会を指名、EU理事会は9月24日に交渉マンデートを採択した。

(3) バッテリーのデューディリジェンスに関する事業者の義務 (COM (2025) 258¹⁹)

バッテリーのデューディリジェンス義務の適用開始に猶予を与えるため、（前述したSMCのバッテリーのデューディリジェンスとトレーサビリティ義務の適用免除とは別途）バッテリー規則(EU) 2023/1542を改正することを提案した。バッテリーのデューディリジェンス義務の開始は2025年8月18日から2027年8月18日に2年延期された。また、デューディリジェンス要件の適用に関する欧州委員会ガイドラインの発行期限は2025年2月18日から2026年7月26日に延期された。

◇審議の状況

規則(EU) 2025/1561²⁰として7月31日に発効した。

2-5. オムニバスV（防衛態勢強化） [14] [15]

2025年6月17日、欧州委員会がコミュニケー

¹⁵ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2014/65/EU and (EU) 2022/2557 as regards the extension of certain mitigating measures available for small and medium sized enterprises to small mid-cap enterprises and further simplifying measures [COM/2025/502 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A502%3AFIN>

¹⁶ エネルギー、交通、銀行、金融市場インフラ、医療、飲料水、廃水、デジタルインフラ、中央政府機関、宇宙、食品製造・加工・流通。

¹⁷ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2000/14/EC, 2011/65/EU, 2013/53/EU, 2014/29/EU, 2014/30/EU, 2014/31/EU, 2014/32/EU, 2014/33/EU, 2014/34/EU, 2014/35/EU, 2014/53/EU, 2014/68/EU and 2014/90/EU of the European Parliament and of the Council as regards digitalisation and common specifications [COM/2025/503 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A503%3AFIN>

¹⁸ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) No 765/2008, (EU) 2016/424, (EU) 2016/425, (EU) 2016/426, (EU) 2023/1230, (EU) 2023/1542 and (EU) 2024/1781 as regards digitalisation and common specifications [COM/2025/504 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A504%3AFIN>

¹⁹ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2023/1542 as regards obligations of economic operators concerning battery due diligence policies [COM/2025/258 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A258%3AFIN>

²⁰ REGULATION (EU) 2025/1561 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 July 2025 amending Regulation (EU) 2023/1542 as regards obligations of economic operators concerning battery due diligence policies
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/1561/oj>

ション²¹と3つの法案 (COM (2025) 821、COM (2025) 822、COM (2025) 823) を発表。防衛態勢に関するオムニバスは、欧州防衛産業に適用されるEUルールを簡素化し、投資を促進し、防衛製品及び技術の設計・開発・製造・提供を容易にすることを狙っている。今後4年間で総額8,000億ユーロを防衛に投じ、高まる脅威に加盟国と防衛産業が迅速かつ効果的に対応できるよう、防衛に関わる規制と手続きを簡素化する。3つの法案の主な内容は下記の通り。

(1) 防衛即応態勢プロジェクトの許可付与迅速化に関する規則案 (COM (2025) 821²²)

加盟国は規則発効から3ヶ月以内に、製造施設建設や訓練場拡張などの防衛即応態勢プロジェクトの許可付与プロセスの円滑化と調整を行い、手続き合理化に関する情報を提供する单一窓口を指定もしくは新設する。プロジェクト許可の交付にかかる期間を最長60日以内とする。申請書類を電子化する。

(2) 防衛即応態勢、防衛投資促進と防衛産業に対する条件に関する規則案 (COM (2025) 822²³)

① 欧州防衛基金 (EDF) 設立規則 (EU)

2021/697の改正

欧州委員会の助成選定基準を簡素化・明確化するとともに、EDFを年次または複数年のワークプログラムに基づいて実施する。例外的な直接契約の適用ルールを明確化する。商業化前調達手続きを簡素化とともに、共同資金拠出した加盟国が開発成果にアクセスできる権利を明確化する。

② 化学・環境関連法の改正

重要化学物質が関わる投資を支援するため、化学物質関連法において加盟国が防衛サプライチェーンで使用される特定物質を適用免除できる権限を付与する。REACH規則 (EC) No 1907/2006や、CLP規則（物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する規則）(EC) No 1272/2008、殺生物性製品規則 (EU) No 528/2012 の改正により、防衛に必要な特定物質を適用免除とする。また、機密情報保護の観点から、POPs規則（残留性有機汚染物質に関する規則）(EU) No 2019/1021を改正し、防衛用途の物質の製造や使用、保有に関する欧州委員会への報告義務を免除できるようにする。

(3) 防衛関連製品のEU域内移動の簡素化及び安全保障・防衛調達の簡素化に関する指

る指令案 (COM (2025) 823²⁴)

① 防衛関連製品のEU域内移転条件に関する指令2009/43/ECの改正

加盟国が防衛関連製品の移転について事前認可を免除できるケースを、EUプロジェクトに必要な移転や非常時の移転等に拡大する。一般移転ライセンスの適用範囲を拡大・調和し、認証された欧州防衛企業への移転に加えて認証サプライヤーからの移転にも適用し、加盟国間協力を促進する。EUプロジェクトにおける防衛製品の加盟国間移転の承認手続きを簡素化する。一般移転ライセンスの導入を義務付けるとともに、各国当局が要求するエンドユーザー証明書(End User Certificates)を、EDF助成契約の標準条項に置き換えて手続きを簡素化し、プロジェクトの大幅遅延を回避する。

② 防衛・安全保障調達指令 (2009/81/EC) の改正

調達基準額を大幅に引き上げるとともに、小規模調達における産業界の手続き負担を軽減する。研究開発と革新的技術の調達を支援するため、公共調達指令に定められる「イノベーション・パートナーシップ」²⁵を柔軟にした手続きや、競争的並行研究開発

プロジェクトで生まれた製品・サービスの直接調達の簡素化手続きを導入する。緊急調達を支援するため、欧州3カ国以上の公的機関・事業体が関わる軍事装備の共同調達では事前公告なしの交渉手続きによる契約を可能にする(一時的な特例措置)。フレームワーク契約²⁶のルールを明確化し、契約期間を最長7年から10年に延長する。

◇ 審議の状況

3法案とも欧州議会とEU理事会における議論は始まっているが、修正案は採択していない。

- COM (2025) 821: 9月8日、欧州議会内の担当委員会指名
- COM (2025) 822及びCOM (2025) 823: 7月10日、欧州議会内の担当委員会指名

2-6. オムニバスVI (化学品) [16]

2025年7月8日、欧州委員会は2つの法案 (COM (2025) 531及びCOM (2025) 526) を発表した。

(1) 化学品の一部要件と手続きの簡素化(COM (2025) 531²⁷)

公衆衛生と環境の保護水準に維持しつつ、

²¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Defence Readiness Omnibus [COM/2025/820 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025DC0820&qid=1761496516730>

²² Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the acceleration of permit-granting for defence readiness projects [COM/2025/821 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A821%3AFIN>

²³ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EC) No 1907/2006, (EC) No 1272/2008, (EU) No 528/2012, (EU) 2019/1021 and (EU) 2021/697 as regards defence readiness and facilitating defence investments and conditions for defence industry [COM/2025/822 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A822%3AFIN>

²⁴ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2009/43/EC and 2009/81/EC, as regards the simplification of intra-EU transfers of defence-related products and the simplification of security and defence procurement [COM/2025/823 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A823%3AFIN>

²⁵ 市場に存在しない革新的なソリューションの研究・開発と実装を前提とするEU公共調達制度の一形態で、調達機関は公募と評価を経て、1社または複数企業と契約締結が可能。

²⁶ 「フレームワーク契約」とは、一定期間にわたって締結される個別契約に適用される価格や（該当する場合）想定数量に関して、予め取り決める契約。複数の発注機関（契約当局等）、複数の事業者による契約も可能。

²⁷ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EC) No 1272/2008, (EC) No 1223/2009 and (EU) 2019/1009 as regards simplification of certain requirements and procedures for chemical products [COM/2025/531 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A531%3AFIN>

化学業界のコンプライアンスコストと行政コストを軽減するため、化学品、化粧品、肥料に関する3つの規則を簡素化する。3億6,300万ユーロの行政負担コスト削減が可能になり、うち2億9,000万ユーロは経常的な削減となる。

・物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する規則 (CLP規則 (EC) No 1272/2008)

…有害化学物質のラベル表示要件（フォントサイズ・行間などの書式）の簡素化と小型容器に対する表示要件の適用除外を含む。また広告と通信販売に関する義務を一般消費者向け製品に限定し、企業負担の軽減を図る。危険物質の広告表示に必要な情報量の削減やデジタルラベルの利用拡大も提案されている。

・化粧品規則 (EC) No 1223/2009…着色料、防腐剤、紫外線吸収剤のリスト（付則IV～VI）への収載手続きを効率化して新成分の市場投入を迅速化するほか、発がん性・変異原性・生殖毒性(CMR) 物質の使用禁止とその例外手続きの明確化、共通成分名のデジタル化により表示精度とコンプライアンスを向上させる。

また、ナノ材料を含む化粧品の事前通知義務の廃止と重複報告の削減により、事業者と加盟国当局の行政負担を軽減する。

・肥料製品規則 (EU) 2019/1009…拡大登

録要件を撤廃し、標準的なREACH規則を適用することで市場アクセスを容易にする。微生物の評価基準導入のため欧州委員会に権限を付与する。また、構成材料カテゴリーごとに個別の委任法を採択することを義務付けている「アンバンドリング条項」を削除する。

◇審議の状況

欧州議会とEU理事会で議論が続いている。9月8日、欧州議会が議会内担当委員会を指名、EUは9月24日、交渉マンデートを採択している。

(2) CLP規則改正の適用期限延長 (COM (2025) 526²⁸)

2024年12月に発効したCLP規則の改正規則(EU) 2024/2865で導入された要件（書式要件、広告・通信販売に関する規定、ラベル表示の更新義務等）の適用期限を延長し、企業に法的確実性を提供する。

◇審議の状況

欧州議会とEU理事会で議論が続いている。理事会は9月24日に交渉マンデートを採択し、欧州議会も本会議で10月21日に採決を行ったがその結果は未公表。

3. おわりに

欧州委員会は、これまでのわずか9カ月間に発表された6つのオムニバス法案とその他の規制簡素化案により、欧州の企業と

市民に年間86億ユーロ以上の節約をもたらすとしている。来年着手する欧州委員会の主な取組を概説した2026年作業計画（10月21日発表）[17]では、2026年の立法措置の半分以上で負担軽減に焦点を当て、環境、自動車、エネルギー製品、デジタル、税制、食品・飼料安全性などの主要分野でもオムニバスパッケージを導入して法規制の簡素化を図るほか、報告要件の合理化、許認可の迅速化、公共調達など変化する市場環境への法令の整合化などにも取り組んでいくとしている。

欧州理事会（首脳会議）は、10月23日定例会合の決議[18]で、規制簡素化に関して、これまでの簡素化オムニバスの進捗を評価した上で、欧州委員会と欧州議会、EU理事会に対して簡素化もしくは競争力強化の側面を持つすべての案件を最優先事項として作業を加速させるよう強く求めている。とりわけ、オムニバスI (CSRDとCSDDD) については2025年末までの早期採択を求め、残る5つのオムニバス（CAP、小規模中堅企業、デジタル化、防衛態勢、化学製品）についても2026年初めまでに採択するよう要請した。

先に触れたように、オムニバスIについては、予期せず欧州議会でトリローグの開始が否決され、歯止めがかかった。議会での審議は中道右派の欧州人民党(EPP)が主導し、中道リベラル派の欧州刷新(RE: Renew Europe Group)、S&D(欧州社会民主進歩同盟)に合意に向か強く働きかけていたとされる。右派政党グループが秘密投

票を要求したのは、リベラル派の中で合意に反対する議員が政党グループの賛成路線から離脱しやすくするためだったとの見方が強い。報道によれば、簡素化の度合いや報告義務削減の影響範囲をめぐって意見が対立し、グループ横断的に反対があったと見られる。JURI委員会においても、最終投票でS&Dの交渉担当者が反対票を投じたほか、右派ECR(欧州保守改革派グループ)では議員の出身国で意見が割れていたという（イタリアが賛成、ポーランドが反対）。

秘密投票でどの議員が反対に転じたのかは分からぬが、オムニバスIのレポーターであるEPPのヨルゲン・ウォーボーン議員は、投票結果を見ればEPP内でも少なくとも一部の議員が反対票に投じたのは確実だとしている。秘密投票が行われたこと自体、議会内の分裂の深さや緊張を示しているが、党派ラインが崩れたことで、今後の簡素化政策が後退する可能性が皆無とも言い難い。また、今回の否決によるスケジュールの遅延で、EUが目標に掲げる2025年中の成立はやや困難な情勢との見方も出ている[19][20][21][22]。

4. あとがき

日本工作機械工業会欧州代表（前田翔三氏の後任）として9月末にブリュッセルに着任した、戸矢と申します。2013年に経済産業省に入省し、これまで主にWTOでのラウンド交渉やITA拡大等のブルリ交渉、RCEP等のEPA/FTA交渉、UNFCCCやIPCCにおける気候変動交渉、及びAZEC等

²⁸ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2024/2865 as regards dates of application and transitional provisions [COM/2025/526 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2025%3A526%3AFIN>

の国際エネルギー協力に従事してまいりました。初の海外赴任となります。通商・環境・エネルギー分野の国際業務等で培った経験を活かしながら、本稿で取り上げたオムニバス法案をはじめ、読者の皆様のご関心の高いEUの政策動向を随時分析し、ご報告申し上げるとともに、昨今の地政学的变化や保護主義的な動きを受け、益々重要なになってくる日EU間の協力深化に向けて、尽力してまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

参考文献

- [1] 欧州理事会プレスリリース（2024年11月8日）"Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal"
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/11/08/the-budapest-declaration/>
- [2] "A simpler and faster Europe: Communication on implementation and simplification"（2025年2月11日）
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:52025DC0047>
- [3] "2025 Overview Report on Simplification, Implementation and Enforcement: Factsheet"（2025年10月21日）
https://commission.europa.eu/publications/2025-overview-report-simplification-implementation-and-enforcement_en
- [4] 欧州委員会ウェブサイト
<https://commission.europa.eu/law/law-making-process/better-regulation/>
- [5] "REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS on Simplification, Implementation and Enforcement (2025 Annual Overview Report on Simplification, Implementation and Enforcement) [COM(2025) 871 final]"（2025年10月21日）
https://commission.europa.eu/publications/2025-overview-report-simplification-implementation-and-enforcement_en
- [6] 欧州委員会プレスリリース（2025年7月11日）"Commission adopts “quick fix” for companies already conducting corporate sustainability reporting"
https://finance.ec.europa.eu/publications/commission-adopts-quick-fix-companies-already-conducting-corporate-sustainability-reporting_en
- [7] Responsible Companies, Frank Bold（LinkedInポスト）（2025年10月）
https://www.linkedin.com/posts/responsible-companies-section_trilogues-table-activity-7381981308677177345-c3wx
- [8] 欧州委員会プレスリリース（2025年7月4日）"Commission to cut EU Taxonomy red tape for companies"
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1724
- [9] 欧州委員会プレスリリース（2025年7月4日）"Commission to cut EU Taxonomy red tape for companies"
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1724
- [10] 欧州委員会デイリーニュース（2025年9月24日）"Commission welcomes political agreement to simplify and strengthen EU innovation and investment"
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_25_2200
- [11] 欧州委員会プレスリリース（2025年5月21日）"Commission proposes simplification measures to save EU businesses a further €400 million per year"
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1277
- [12] 欧州委員会Q&A（2025年5月21日）"Questions and answers on simplification omnibus IV"
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_1278
- [13] Commission recommendation of 21.5.2025 on the definition of small mid-cap enterprises及びAnnex [C(2025)3500 final]（2025年5月21日）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/1642f461-led1-41c3-ae82-ee9266a57ed9_en?filename=Recommendation%20-%20Small%20mid-caps.pdf
- [14] 欧州委員会プレスリリース "Commission proposes simplification to speed up defence investments in the EU"（2025年6月17日）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1518
- [15] 欧州委員会ウェブサイト "Defence Readiness Omnibus"（2025年6月17日）
https://defence-industry-space.ec.europa.eu/eu-defence-industry/defence-readiness-omnibus_en
- [16] 欧州委員会プレスリリース（2025年7月8日）"Commission strengthens Europe's chemical industry"
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1755
- [17] COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, Commission work programme 2026 "Europe's Independence Moment [COM (2025) 870 final]"（2025年10月21日）
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:>



海外情報

—JETROビジネス短信より—

52025DC0870

- [18] European Council meeting (23 October 2025) Conclusions <https://www.consilium.europa.eu/media/d2hnqso/20251023-european-council-conclusions-en.pdf>
- [19] 欧州議会ウェブサイト（2025年10月22日 投票結果/議事録）https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/PV-10-2025-10-22-VOT_EN.html
- [20] 欧州議会プレスリリース（2025年10月22日）"MEPs to vote on simplified sustainability and due diligence rules in November" <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20251016IPR30956/meps-to-vote-on-simplified-sustainability-and-due-diligence-rules-in-november>
- [21] Euractiv記事（2025年10月22日）"EU lawmakers reject deal to simplify sustainability rules in major upset" <https://www.euractiv.com/news/eu-lawmakers-reject-deal-to-simplify-sustainability-rules-in-major-upset/>
- [22] eunews記事（2025年10月22日）"EU due diligence, downward compromise fails in the European Parliament. Clash between EPP and S&D" <https://www.eunews.it/en/2025/10/22/eu-due-diligence-downward-compromise-fails-in-the-european-parliament-clash-between-epp-and-sd/>



設備・電気機器安全規則(OTR2024)に基づく認証取得ガイドラインを通達(インド)

(2025年8月8日)

●ニューデリー発

インド標準規格局（BIS）は7月11日付で、「設備・電気機器安全規則（包括的技術規制）2024〔Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation : OTR) Order, 2024〕」に関し、「スキームX」（注）にのっとった認証付与プロセスに関するガイドラインを通達した。

インド重工業省（MHI）は2024年8月28日に「OTR2024」を発表し、インド国内で流通する広範囲の設備・電気機器に関して、BISの認証取得、または同局が定めるスキームXに従った「規格準拠証明書（Certificate of Conformity）」取得、ならびにOTR記載の安全規格への適合を義務付けていた。施行開始日は当初2025年8月28日とされていたが、2025年6月13日発表の通達により2026年9月1日に延期された。

今回発表されたガイドラインにおけるポイントは次のとおり。

○スキームXの下で付与される製品認証は、製品の製造頻度などに応じて次の2種に分

類される。

1. スタンダードマーク：継続的に製造、輸入される品目を対象としたもの。ライセンスの有効期間は3年から6年。

2. 規格準拠証明書（Certificate of Conformity）：一度もしくは限定期に生産される品目を対象としたもの。特定のプロトタイプやロット、バッチに対して有効。

○製造業者は認証申請の前に、技術文書（Technical File）の作成が必要となる。

○デスク監査（Desk Audit Evaluation）は、申請内容の完全性を審査するため支所（Branch Office）において実施され、書類に不備や不明点がある場合は、実地監査の候補日と合わせて、15日以内に申請者に通知される。

○実地監査は、通常2人の監査員が製造地を訪問し、4人日で実施される。技術文書が複数ある場合には、追加機械1台ごとに2人日が追加される可能性がある。最終組み立てが主な監査対象工場以外で行われている場合には、同製造場所についても監査対象となる。

今回のガイドライン発表により、認証取得に向けた手続きが一部明確となった。各社は計画的な認証取得の実施が求められる。

加えて、重工業省は、プロセスプラント機械、土木・建設機械、印刷・包装機械、繊維・工作機械、プラスチック機械、電気・電子機器、自動車・自動車部品の各分野において、それぞれ小委員会を発足させた。品目ごとの適用要件を協議しており、詳細は隨時通達されるものとみられる。金属切断機、ゴム及びプラスチック加工機械など、一部品目ではすでに品目別のガイドラインが発表されている。

(注) BISによる「スキームX」は、設備・電気機器などを対象とした認証スキーム。

(丸山春花)

待が高まっている。

〈貿易政策の不確実性が過去最高水準に〉

2025年の世界の通商環境について、経済産業省は同年6月に公表した「通商戦略2025」の中で、新自由主義の時代から保護主義が台頭する時代へと変化する「国際経済秩序の歴史的な転換期」と位置づけている。また、情勢認識として、(1) 格差拡大を背景とした保護主義・国際経済秩序の揺らぎ、(2) 過剰供給・過剰依存による脅威の顕在化、(3) グローバルサウスを巡る競争の激化、(4) デジタル化がすべてをのみ込む時代、(5) 競争力強化策としての環境エネルギー政策、という5つの大きな潮流を挙げている。

世界貿易機関（WTO）を中心とした通商ルールに基づく自由貿易に逆風が吹く中で、各国における通商政策の不確実性はかつてないほど高まっている。通商政策の不確実性を測る指標である「貿易政策不確実性指数（TPU）」をみると、米国、日本、中国では第2次トランプ政権が発足した2025年1月から徐々に上昇がはじまり、4月には過去最高水準に達している（図1参照）。

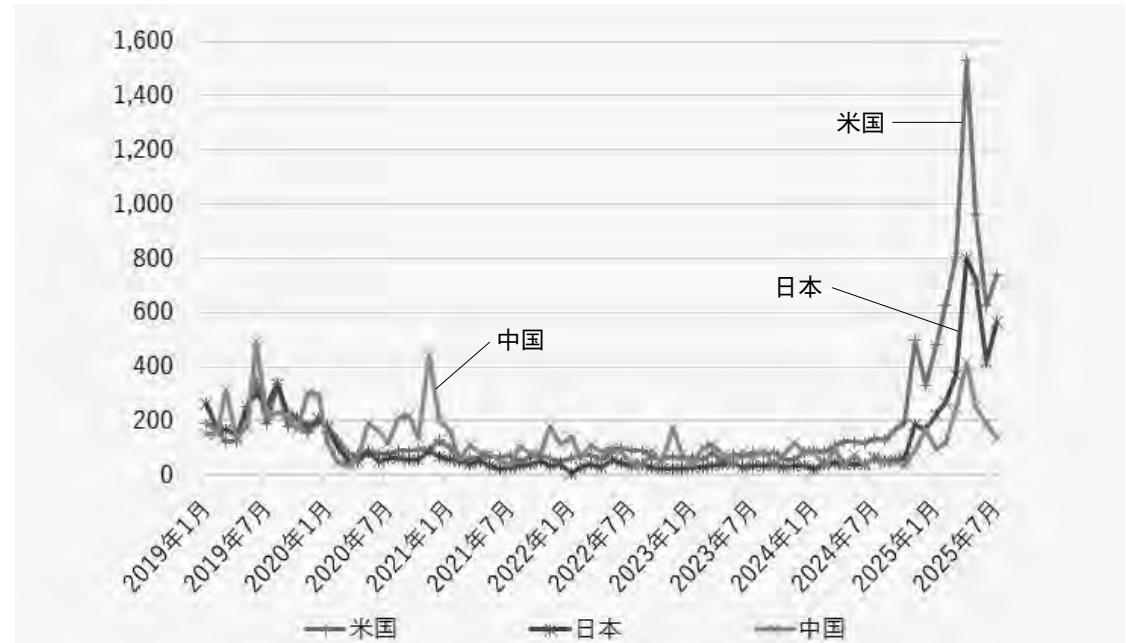
2025年の大きな潮流の1つは「格差拡大を背景とした保護主義・国際経済秩序の揺らぎ」だ。世界各国・地域で保護主義的な動きが散見されるが、最も影響が大きいのは米国の通商政策である。第2次トランプ政権が誕生した2025年1月以降、同政権は従前の通商秩序を根底から覆す政策を矢継ぎ早に打ち出し、世界経済と国際通商秩序に衝撃を与えていた。「米国の労働者と農民を不公正貿易か

歴史的転換点を迎える 国際通商秩序、 日本の役割に期待高まる (2025年9月29日)

2025において、第2次トランプ新政権の発足と米国第一の通商政策、米中対立の激化、世界的な保護主義の台頭により、国際通商秩序は大きな転換期を迎えていた。通商政策の不確実性が、企業のグローバル戦略に深刻な影響を及ぼしている。米国の強硬な通商政策、米中対立激化の結果としての第三国での中国の輸出増大、そしてグローバルサウスを巡る競争の激化など、戦後の多国間貿易体制とは不連続の大きな潮流が生じていた。日本やEUといった同志国は、世界の通商秩序の擁護に向けて連携を深めつつ、今後、世界貿易で存在感を高めていくグローバルサウス諸国との協力関係を強化していく必要がある。自由貿易体制を主導する日本に対し、期

図1 日米中の貿易政策不確実性指数の推移（2017年平均=100）

出所：Economic Policy Uncertainty



注：TPUは、主要新聞などで貿易政策と不確実性に関連する用語の同時出現頻度をカウントすることで算出される。数値が高いほど不確実性が高い。日本は通商政策不確実性指数（経済産業研究所）、米国はTPU（Caldara, Iacoviello, Molligo, Prestipino, and Raffo）、中国はThe Chinese Mainland TPU（Davis, Liu and Sheng）に基づく。

ら守る」という方針の下、貿易政策であるはずの関税措置が、国内の格差拡大などに不満を持つ市民層に対する政治的なパフォーマンスとして用いられている（注1）。

2025年4月に発表された「米国第一の通商政策（America First Trade Policy : AFTP）」においては、「外国の非相互的かつ歪曲（わいきょく）的な通商慣行により、米国では年間1.2兆ドルに及ぶ巨額の貿易赤字が生じている」と記載されている。貿易相手国による不公正で不平等な貿易慣行によって、米国が著しく不利益を被っているとしており、米国市民の不満の矛先を貿易パートナーに仕向けていた。

また、第1次トランプ政権との違いとし

て、中国などの特定国のみならず、友好国や懸念国を区別せずに追加関税を賦課しており、貿易赤字の解消に加えて、米国への投資や米国内への生産シフトを個別交渉で要求している。これらは、従来は米国自身が推進してきたGATT、WTOを中心に据えた「ルールに基づく自由で公平な貿易体制」を否定する動きであるともいえよう。

〈貿易摩擦の多角化を起こす中国製品〉

もう1つの大きな潮流である「過剰供給・過剰依存による脅威の顕在化」は、中国に関する部分が大きい。中国は多国間主義や自由貿易の重要性を訴える立場をとっており、国際通商ルールを無視した措置を乱発する米

国を非難している。2025年8月末の上海協力機構（SCO）では、多国間貿易体制を支持する「天津宣言」を発表したほか、BRICS、ASEAN、湾岸協力会議（GCC）などとの各種会合においても、自由貿易擁護の主張を繰り返している。

他方、中国は、新たに重要鉱物（レアアース、レアメタル）の輸出管理を強化している実態があり、日本企業を含めて各国に大きな影響を及ぼしており、貿易制限的措置も散見されている。また、中国の主要な輸出市場である米国において、追加関税をはじめとする貿易障壁がさらに厚みを増した結果、中国からの輸出は第三国に向かう傾向が顕著となっている。米国以外の輸出先との間で貿易摩擦を引き起こす「貿易摩擦の多角化」が起きているといえよう。

中国国家統計局によると、同国2024年の実質GDP成長率は5.0%だった。中国の経済

成長は減速傾向にあり、特に2020～2022年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ブレーキがかかった（注2）。2023年も5.4%と十分な回復には至らず、2024年も消費の停滞感が継続した。こうした中でも、財・サービスの純輸出は経済成長を1.5ポイント押し上げており、中国経済を下支えする格好になっている。国内消費の停滞感がある中で、国内生産を拡大し、製品の需要地を海外市場に求めている。

中国の2025年上半年の輸出をみると（注3）、米国向けの輸出は前年同期比10.7%減の2,156億ドルと減少する一方、ベトナム、インド、ドイツ、タイ、インドネシア、スペイン、サウジアラビア、チリ、ナイジェリアといった、東南アジアや南西アジア、欧州、中東、アフリカ、中南米向けが伸びている（表参照）。中国の輸出先の構成比をみても、第1次トランプ政権がスタートした2017～

2018年時点では米国は約2割を占めていたが、2025年上半年には12%まで縮小し、代わりに新興国市場のポートフォリオが増大し、輸出先の多角化がみられている。

中国の貿易収支をみると、2025年上半年での対米黒字は前年同期比で255億ドル減少したが、対ベトナム貿易黒字は219億ドル増、対インドは100億ドル増、対ドイツは96億ドル増、対タイは85億ドル増と黒字幅が増大している。その半面、仕向け地側からみると対中貿易赤字が急拡大していることとなる。中国製品の流入増で摩擦が生じているのだ。

中国製の安価な製品が流入することを懸念する各国は、中国製品に対してアンチダンピング（AD）や相殺関税（CVD）の調査を開始している。WTO貿易救済ポータルによ

ると、2024年の中国に対するAD調査の件数は前年比2.4倍の152件と過去最大に上った。CVD調査の件数も、2.1倍の25件と2018年に次ぐ水準となった（図2参照）。

なお、これらのグローバルサウス市場においては、既に進出している日本企業にとって競争の激化を意味しており、これが3つ目の潮流「グローバルサウスを巡る競争の激化」にもつながっている。

〈共通の価値観を持つ同志国やグローバルサウスと連携し通商秩序を擁護へ〉

米国、中国の双方により、世界の貿易環境には大きな変化が生じている。特に第2次トランプ政権の登場により国際通商秩序は混乱の渦中にいる。しかし、世界貿易総額のシェ

図2 中国に対するアンチダンピング調査、相殺関税調査の件数の推移

出所：WTO貿易救済ポータルから作成

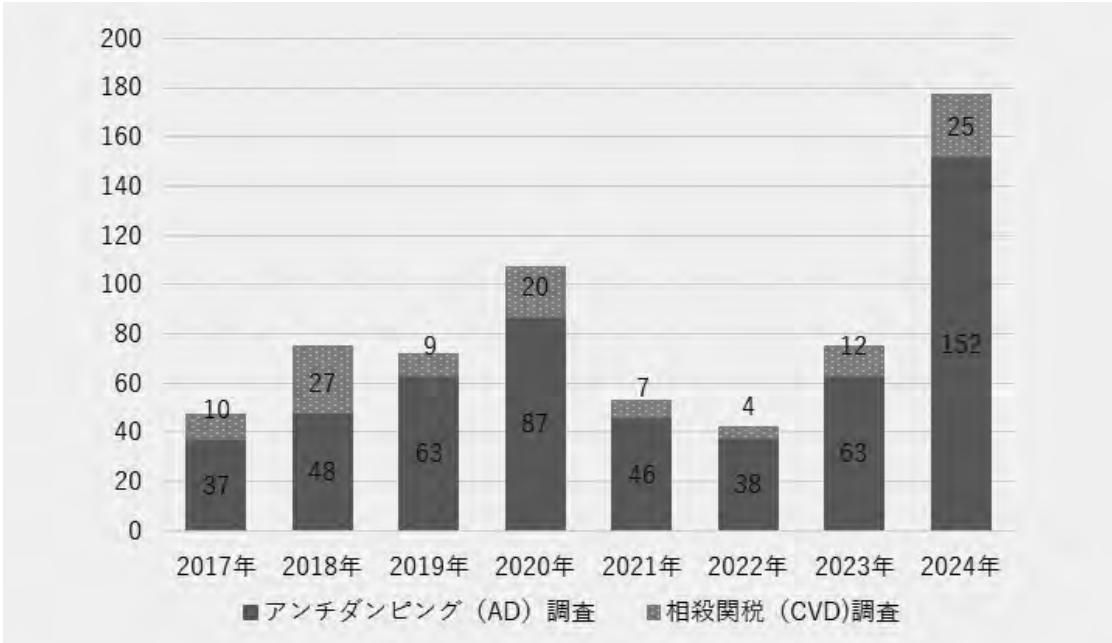


表 中国の2025年1～5月の輸出総額（米国及び伸び率が高かった上位国）（単位：10億ドル、%）（△はマイナス値）
出所：グローバル・トレード・アトラスから作成

国名	輸出総額						貿易収支	
	2018年		2024年		2025年1～6月		2025年1～6月	
	金額	構成比	金額	金額	構成比	前年同期伸び率	金額	前年同期増減額
米国	478.4	19.2	524.3	215.6	11.9	△10.7	165.4	△25.5
ベトナム	83.9	3.4	162.3	93.3	5.2	19.4	59.5	21.9
インド	76.7	3.1	120.6	65.3	3.6	14.0	66.7	10.0
ドイツ	77.5	3.1	107.1	56.7	3.1	10.6	14.7	9.6
タイ	42.9	1.7	86.1	50.6	2.8	22.0	29.1	8.5
インドネシア	43.2	1.7	76.8	40.6	2.2	15.1	5.3	2.7
サウジアラビア	17.4	0.7	50.0	27.0	1.5	13.2	△0.3	7.0
スペイン	25.0	1.0	40.8	22.0	1.2	11.2	20.7	2.7
チリ	15.9	0.6	20.6	11.8	0.7	25.6	△9.4	3.4
ナイジェリア	13.4	0.5	19.0	11.6	0.6	34.1	12.3	3.9
全世界	2,486.7	100.0	3,580.3	1,810.9	100.0	5.9	685.6	163.2

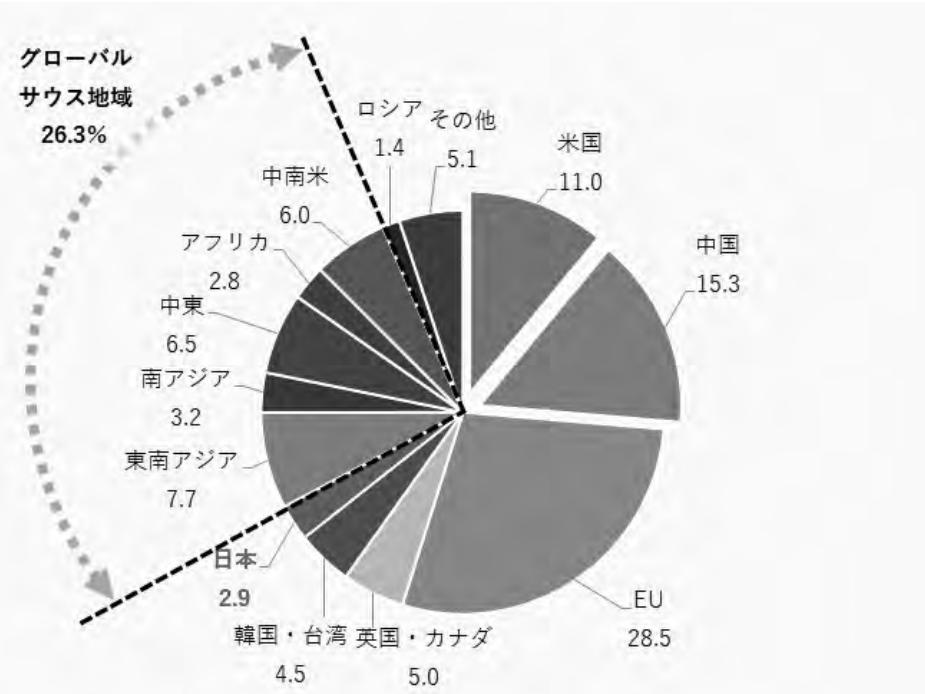
アを改めて見てみると、米国は11%に過ぎず、中国も15%となっており、合計しても26%と全体の4分の1程度である点には留意すべきだ（図3参照）。企業の観点からは、米国市場と中国市場への対応に関心やリソースが集中しがちだが、残りの4分の3のプレーヤーと、いかに貿易取引していくかは重要である。特にグローバルサウス諸国は今後30年間で約20億人の人口増が見込まれ（図4参照）、世界貿易におけるプレーヤーとしても、日本企業のパートナーとしても存在感を高めていくことが予想される。

また、それらの4分の3の国々が連携して、国際通商秩序、ルールベースでの自由貿易体制を擁護する多数派を形成し、イニシア

チブをとることも可能だ。日本をはじめ資源・エネルギーや食糧などの輸入依存度が高い国々が多く存在する中、各国が平和的に経済成長するためには、安定的な通商環境と自由貿易体制の維持が必要となってくる。

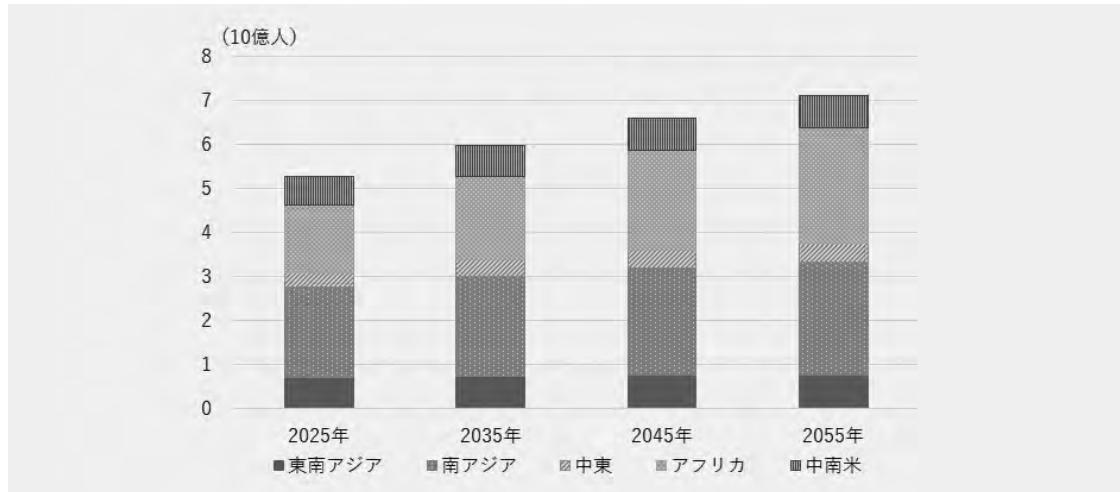
現行では、米国を含まない広域自由貿易ブロックとして、世界から関心を集めているのが「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」であり、なおかつ、米国が抜けた後の同協定をまとめて実現させた日本の役割に期待が高まっている。当時の石破茂首相は2025年5月の日経フォーラムにおいて、自由貿易体制下でのさらなる経済成長に向け、CPTPPの枠組みの拡大に取り組む考えを示した。また、

図3 世界貿易総額における構成比（2024年、%）
出所：UNCTADから作成



注：中国は香港を含む。

図4 グローバルサウスの人口予測
出所：国連人口統計から作成



ASEANやEUとの対話を模索すると表明した。

EUも、米国が含まれない自由貿易の枠組みを拡大させつつある。2024年12月には、メルコスールとのFTA（自由貿易協定）交渉に最終合意した。難航していた広域経済圏間でのメガFTA締結に向けて弾みがついた。停滞していたタイやマレーシアといったASEAN加盟国とのFTA交渉にも進展がみられている。2025年6月には、ファン・デア・ライエン欧州委員長がCPTPPとの連携を強化したいとの考えを示した（図5参照）。同委員長は7月の訪日の際、経団連との懇談会において「EUはCPTPPに関して構造的な協力を進めることで、ルールに基づく自由貿易が機能することを示したい」と述べている。

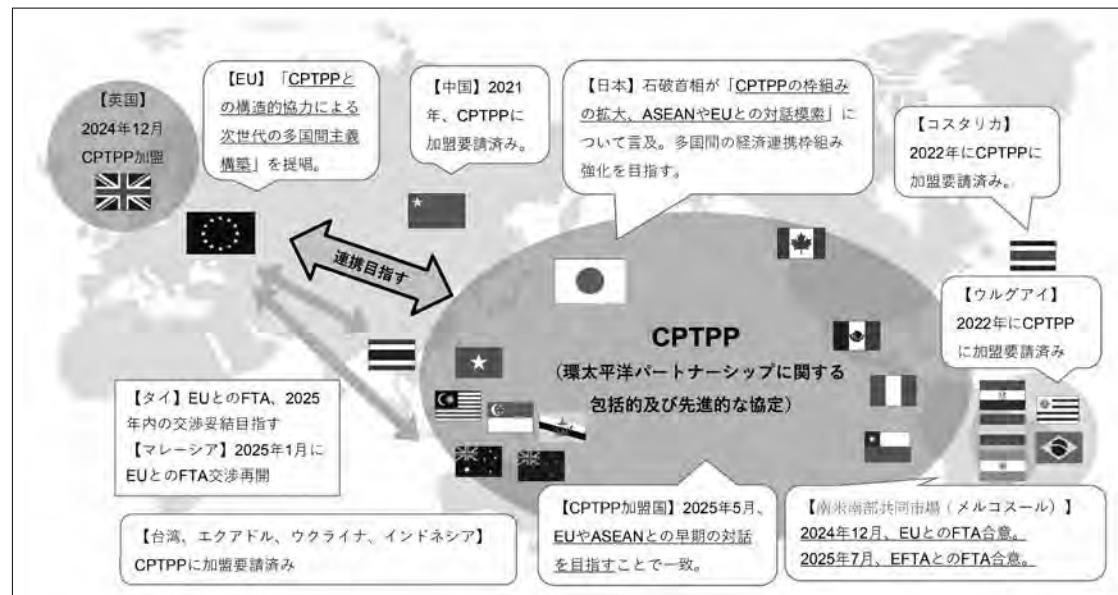
またEUは、米国を除く形で、機能不全に陥っているWTOの紛争解決制度を代替する枠組み「多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）」を主導している。WTOの第二審で

ある上級委員会では、米国が委員選任を拒否しており、2019年12月から審理が行われなくなっている。こうした中、MPIAの参加国・地域間での紛争は、機能不全の上級委に上訴（いわゆる「空上訴」）して塩漬けにするのではなく、MPIAによる仲裁を通じて解決を図るという仕組みがとられており、これが機能し始めている。MPIAに参加する国・地域は拡大する傾向にあり、2025年5月にパラグアイとマレーシア、6月に英国が新たに加わった。2025年7月現在、EUとその27加盟国、日本や中国を含む57カ国・地域が参加している。

世界貿易の割合では、日本は約3%と限定的だ。しかし、CPTPPや、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定などの広域経済圏において、中心的な役割を担っている。また、2024年7月に大きく進展したWTO電子商取引交渉においても、主導的な立場を担っている（注4）。米国や中国によって世界の通商秩序が混乱する中でも、EUなどの同志国や

図5 連携を模索するCPTPPとEU、ASEAN

出所：内閣府・経済産業省資料、ロイター、ポリティコ、日本経済新聞など各種報道から作成



グローバルサウス諸国との連携を深めている。日本に対し自由貿易の擁護者としての役割に期待が高まっていると同時に、日本企業に対しても、信頼できる安定した貿易・ビジネスパートナーとして、追い風が吹いているとも言えるかもしれない。

注1 : Richard Baldwin (2025) "The great trade hack: how Trump's tariffs are rewriting the rules for global business", "The Great Trade Hack: How Trump's trade war fails and global trade moves on"

注2 : ジェトロ「中国の貿易投資年報」を参照。

注3 : グローバル・トレード・アトラス（原典は各国通関統計）

注4 : 経済産業省プレスリリース（2024年7月26日付）

タイ商務省、 デュアルユース品目の輸出管理 を2026年に開始する見通し (タイ) (2025年10月3日)

●バンコク発

タイ商務省・外国貿易局（DFT）は9月24日、デュアルユース品目（DUI）に関するセミナーを開催した。DUIは、輸出（再輸出を含む）に際し、輸出許可（ライセンス）を求める管理制度を2026年初頭に導入する方針を示している。今後、告示案として正式に公表する。

同輸出管理は、タイ政府内で既に合意されており、今回のセミナーで詳細が明かされた。DFTによると、輸出許可制度は、EUのDUIリストを基に、まず核兵器や原子力に関する「カテゴリー0」に該当する204品目〔関

税分類（HSコード）8桁ベース〕が対象となる。DFTは、同カテゴリーの管理による国内事業者への影響は少ないとしている。その後、2026年内に管理対象範囲をカテゴリー7～9に拡大した後、残りのカテゴリー1～6を対象に追加する（注）。

対象製品を扱う輸出者は、出荷ごとに個別許可を取得する必要がある。許可の有効期間は（許可取得後）90日間で、個別の受取人につき、最大5品目が出荷可能だ。なお、ICP（内部コンプライアンスプログラム）を導入している企業には、複数の輸出を許可する「包括許可」を認める。

輸出製品がDUIに該当するかの確認にあたっては、DFTのe-TCWMDプラットフォームにおいて、HSコード（6桁ベース）やDUI番号、CAS番号を入力すれば、該当有無が判別できる。HSコード上、該当しない場合は、輸出許可是不要となる。HSコードに該当していても、製品仕様（スペック）が規制対象外であれば、「EXEMP」コードで申告することで輸出許可是求められない。

輸出許可の申請手続きについては、DFTのSMART-Iシステムで事業者登録後、ライセンスを申請する。

申請書類には、輸出するDUIの詳細（品目名やDUI番号、HSコードなど）、輸出者・受取人・最終需要者（エンドユーザー）、技術仕様書、エンドユーザーによる宣誓書が含まれる。審査期間は45日以内で、輸出後30日以内に（再）輸出報告を提出する必要がある。ライセンス取得後、輸出前にインボイス情報をDFTに通知すれば、タイ税関の通関シス

テムと連携される。

DFTは今後、2025年10月に輸出許可制度の告示案を公聴会で審議した後、官報に公布する見通し。12月にはライセンス申請（e-DUI）を稼働させ、2026年第1四半期に運用を開始する予定だ。

（注）EUのDUIリストのカテゴリーは次のとおり。

- カテゴリー0：核物質・原子力施設・装置
- カテゴリー1：特殊素材・関連装置（例：特定のフッ化化合物、圧電ポリマーなど）
- カテゴリー2：材料加工（例：特定の軸受、るつぼ、弁、工作機械など）
- カテゴリー3：電子機器
- カテゴリー4：コンピュータ
- カテゴリー5：電気通信・情報セキュリティー
- カテゴリー6：センサー・レーザー
- カテゴリー7：ナビゲーション・航空電子
- カテゴリー8：海洋（例：特定の船舶、海難救助システムなど）
- カテゴリー9：航空宇宙・推進装置（戦闘機、シリンポーン・パックピンペット）



Ene-1グランプリ

株式会社松浦機械製作所 組立本部 守谷 勇

—「壊れたら直す、ないものは作る」—

私の趣味は「Ene-1グランプリ」への挑戦です。Ene-1は単三形充電池40本を動力源とした車両を用いたレース競技で、3輪以上の「KV-40」と、自転車ベースの「KV-Moto」の2つのレギュレーションが設けられています。鈴鹿(F1)・もてぎ(MotoGP)の二大国際サーキットで行われる年2回の大会では、総勢40チーム程が自主製作した車両を持ち寄り、その技術力の高さを競い合います。審査項目も多岐に渡っており、走行タイムだけでなく、航続距離や車両に搭載された技術力など、車両製作に関する総合的なマネジメント能力が試される点が魅力です。私は学生時代から社会人となった現在に至るまで、このEne-1に熱中し続けています。

私はモノづくりが好きで、幼い頃はミニ



3輪車両のKV-40

四駆の製作や改造に没頭していました。好きが高じて進学した工業高校でも、ロボコンへの出場など様々なモノづくり活動を通して、自身の技術力を高めました。Ene-1との出会いは大学生の頃です。高校卒業後、県内の工業大学に進学し、機械工学を専攻していた際にEne-1の存在を知り、その奥深さに「自分も大会に参加したい」との思いを強く抱きました。しかし、当時の大学にはEne-1に関する部活やサークルが存在しないどころか、Ene-1を知る人も多くはありませんでした。そこで私はモノづくり好きの友人を集め、学校や先生方に掛け合いで、同校初の「Ene-1プロジェクト」を発足させました。大学・高専部門では3位入賞の記録を残すことが出来たほか、社会人となった今も同プロジェクトにはOBアドバイザーとして参加しています。



KV-Motoに乗り運転する筆者

大学卒業後は、高校時代から魅力を感じていた松浦機械製作所に就職。製品組立に従事する傍ら、現在は新たに社会人チームを立ち上げ、車両製作やレース活動に励んでいます。大会前には寝る間を惜しんで車両製作に没頭する日も珍しくなく、日々の業務とEne-1活動の両立に苦労することもあります。しかし様々な企業で活躍するメンバーが、日々の業務を通じて高めた技術を持ち寄り、また自身の所属企業からも動力部品のサポートを受けるなど、学生時代とは異なった関わり方でEne-1に没頭する日々を送っています。

私のポリシーは「壊れたら直す、ないものは作る」の精神を大切にしながらモノづくりに取り組むことです。競技車両を開発・製造する際もその考えは同様で、さらに「他のチームがやっていないことをやる」ということを心掛けて開発を行っています。今年の新たな取り組みとしては、モーターの変速機を無段階変速のシステムに置き換え、限られているバッテリー容量の高効率化を狙うことです。その他、マシン開発だけではなく、ドライバーとしての技術ももちろん必要であるため、日々コースの配置や最適なライン取りを頭と身体で覚えこんでいます。体重管理も重要で、特に大会が近くなれば食事制限や運動による減量も意識して生活をしています。

また、公私ともにモノづくりに没頭してきたことから新たなご縁も生まれました。今年度から母校の工業高校において、文部科学省の「高等学校DX加速化推進事業」が



母校で技術指導を行う様子

採択されました。同校ではその一環として独自の3Dプリンタ開発を行うこととなり、当時の恩師からの誘いを受け、私が講師として学生の皆さんに技術指導をさせて頂くことになりました。前述の3Dプリンタが完成した際には、同機種を用いてEne-1マシンのカウルボディを製造したいという密かな野望を抱きつつ、後輩たちの指導にあたっています。

今後の抱負は、新しい様々な機構をマシンに取り入れて少しづつでも成績を伸ばし、結果を残すことです。将来的に優勝することを目指し、今後も挑戦してまいります。



アイダエンジニアリング株式会社

業界のパイオニアとして
社会課題の解決に取り組む

当社は、100年以上にわたり塑性加工に関する成形システム分野のパイオニアとして、プレス機械をはじめとする各種成形システム、自動化装置、産業用ロボットならびに工法等の開発に取り組んできました。時代ごとの課題や社会の要請に応えながら成長を続け、現在は日本、アメリカ、マレーシア、イタリア、中国の5極の生産拠点、19カ国39カ所のグローバルネットワークを持ち、成形システムの世界的ブランドとして今日に至っています。

当社の始まりは、1917年（大正6年）に、初代社長会田陽啓が東京の本所で会田鉄工所を立ち上げたときに遡ります。当時のプレス機械は欧米輸入機が大きな割合を占め、国産機といつても、イギリス製やアメリカ製を真似たものが大部分でした。創業者会田陽啓は、創意工夫の精神と「日本の工業にとって、プレスは絶対に必要なものだ」という強い意志のもと、関東大震災や第2次世界大戦という困難を乗り越え、1950年代に王冠製造自動プレスや200トン高速自動プレスなど「国産第1号機」となる新しい製品を生み出し、主に自動車産業を裏方として支え、共に成長してきました。

その後、1959年に神奈川県相模原市（現本社工場）に工場を新設し、海外の先進技術の導入と生産体制・設備の近代化に取り

組みました。海外企業との技術提携により1960年代に国産第1号機のトランスファー プレスを完成させ、その後、当時の技術を結集させて世界最大級（当時）の2500トントランスファープレス、国産初の工業用ロボット（オートハンド）などを開発してきました。1970年には社名を「株会田鉄工所」から「アイダエンジニアリング（株）」に変更しております。その後もプレス加工の自動化を目指したスタンピングセンタシステム、自動車工場向け3000トンクラスの大型プレス、ICリードフレーム用高速精密自動プレスなどを次々と世に送り出し、高度成長期の産業の発展に貢献してきました。

日本の経済界はバブル崩壊により大きく冷え込んだ時期もありましたが、当社は新たな研究開発に積極的に挑戦し、グローバル化する自動車、電気・電子産業や、成長分野であるデジタル家電、ハイブリッド車などの高機能モノづくり市場をターゲットとした基幹商品の拡充を図ってきました。その結果、世界初のダイレクト駆動式サーボプレスや、駆動用モーターコア生産に最適な高速精密自動プレスMSPシリーズ、圧倒的な精度を誇る精密成形機ULシリーズ、世界最大級（当時）の2300トン大型サーボプレスや大型サーボタンデムライン（写真1）等の誕生につながりました。



写真1 大型サーボタンデムライン



写真3 蓄電池ケース成形専用機DPH



写真2 バイポーラプレート用金属セパレーター成形専用機BEXシリーズ

そして現在、自動車をはじめとするモノづくりは大きな転換期を迎えています。

高生産性・高付加価値はもとより、環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することは産業界の重要な課題です。当社は近年、水素発電装置のバイポーラプレート用金属セパレーター成形専用機（写真2）や、代替可能エネルギーの活用になくてはならない角形蓄電池ケースの成形専用機（写真3）といった、脱炭素社会を推進するための新しい製品を次々と開発しています。また、モノづくり現場の労働力不足や働き方改革に対応するため、自動化装置やロボット開発のほか、AI



本社社屋

はんしゃきょう
販社鏡
～販売青春時代～
「私の財産」



日本工作機械販売協会・理事
中村宗一郎
(宮脇機械プラント株・代表取締役社長)

宮脇機械プラント株式会社の中村宗一郎です。

この度、ご指名を頂きまして僭越ながら「販社鏡」に寄稿させて頂きます。

私が宮脇機械プラントと出会ったのは、大学4回生（2001年）の春頃でした。

学生時代の私は日々、部活動に明け暮れており就職活動が二の次になっていたところ、所属部の部長（教授）から勧められ就職課で宮脇機械プラントの会社案内を手にしたことが始まりです。余談ですが、この当時は就職氷河期の真っただ中で採用通知書を戴くに競争が激化していた時代がありました。私は会社案内に書いてあった経営理念に惹かれすぐさま、入社志望の連絡を入れると近日での面接試験日が決まり、慌てて会社案内と睨めっこして準備をしたことは良き思い出です。2002年4月に入社、そしてはや23年が経ちました。

私が入社した当時の国内経済は戦後最大のマイナス成長を記録し失業率が5%を超え、企業の設備投資は需要見通しの下方修正、企業収益の悪化などを背景に減少基調が続いていました。我が社も世の中の市況と比例しており、中でも2001年、2002年はリーマンショックやコロナ禍より厳しかった結果が残っています。そんな状況の中、入社することになりました。私は業界のことについて無学無識に加えて厚顔無恥でありまして、よく

ぞ私みたいな者を採用して頂けたなど感謝しかありません。

現在、私は代表取締役社長の肩書があり、販社鏡のテーマである販売青春時代で華やかな成功事例とスマートな営業スタイルを語りつくしたいところではあります。実際のところは山あり谷ありの谷の方がはるかに多い「泥臭く真面目にコツコツと」の積み重ねでした。

入社した私の最初の役割は、メーカー様の商品カタログが保管されている棚をチェックして在庫確認。その後、古いカタログを最新カタログに入れ替え作業。諸先輩方が展示会等で収集し積み上げられた大量のカタログをあいうえお順に陳列。今は全社員が日々の整理整頓に取り組んでくれており新人の役割ではないですが当時は「メーカー様のカタログは絶対に粗末にするな！カタログ整理は新入社員の登竜門！」と上司より指導を受けました。その時は商売をするうえでカタログの重要性を知らず「早く営業活動に飛び回りたいのに！」と心の中ではこの作業に甚だ疑問でした。しかし、カタログ整理を繰り返し、メーカー様のお名前から機種名、特徴を自然と憶えることができ、業界無知スタートの私も会話の中で機械のイメージが湧くようになったとき、雑作業だと思いながら取組んだカタログ整理も、上司が言っていた新人登竜門=カタログは最高の参考書！しっかりと商



2004年／入社初めての社員研修旅行

品勉強になると捉えることができました。カタログ整理の後は、上司や先輩とのOJTを経験して1年間の研修期間を終えた私は営業として手薄になっていたエリアの「新規開拓」を命じられました。

いざ張り切って飛び込み訪問！を開始しましたが、門前払いか名刺交換をさせて頂いても面談のお時間を頂戴できず「用は無い！」と言われる繰り返しの日々。

そのような毎日で何も会社に貢献できず、悔しくて車の中で涙を流したことや毎週の社内会議は叱咤激励に対して自分が情けなくて会議室で自問自答な日々。

見兼ねたソディックの営業の方が、「一緒に飛び込み訪問を」と遠回りにもかかわらず弊社で合流し、訪問先に同行して頂くこともしばしば。道中の世間話や経験談はとても勉強になり、その中でも「メーカーと一緒に訪問して最初にメーカーの名前を伝えると会ってもらえる確率が高い」と言われた時は、負の連鎖から抜けられるような希望がみえてきました。

オークマ営業の方には勤務時間外にもかか



2024年／社員研修旅行

わらず「旋盤やマシニングセンター、図面の基礎知識を教えてあげよう」とお声がけ頂いたことがきっかけとなり、お客様から対象ワークの図面を入手した時に営業所へ駆け込み、図面から読み取れる難易度、加工箇所、機械提案内容のご指導を頂いたことで、少しずつお客様との距離を縮めることができました。

ジェイテクトの営業の方には、案件が獲得できたものの私が記載した議事録の内容が甘く見積書提出前に責任の所在が明確になっていない事案が発覚いたしました。打合せ前に慌てふためく私に対し、「お客様に不安をあたえてはいけない。メーカーにやらせます。とハッキリ言いなさい」と背中を押していました。

営業職に就いたものの失敗続きの毎日で自分に腹立たしく感じていた中、たくさんの方々に「まだまだこれからや！」と希望を持たせていただいたおかげで小さな一歩ではありましたがこの頃から少しずつ成長していくことができました。（上記はほんの一例で入社以来、様々なメーカー様からご支援とご指導を賜りました）。

私がはじめて工作機械を受注できたのは、立形研削盤です。太陽工機の創業者、今は亡き渡辺登様（当時は代表取締役社長）から「重いワークの取り付けに苦労され、高精度の研磨加工に取り組んでいるお客様の所に一緒に縦型研削盤をPRに行こう」とお声がけを頂いたことで、偶然にもあるお客様から「ワークが重いから腱鞘炎になった」と苦労されている話を思い出し、すぐさまアポイントをとり渡辺社長に同行してもらいました。結果、上司のサポートのもと見事に提案がマッチし、導入いただくことになりました。

お客様とのご契約後、事務所を出て思わずガツツポーズ！会社からの初受注の御祝は日刊工業新聞社出版の「機械用語辞典」でした。

機械商社として徐々に経験を積んでいる中、自社製品をお持ちのお客様から「品質安定と生産性を向上すべく研磨機の設備更新計画がある」とご連絡を頂きました。かなりの増産になるので工法は、外径研磨に専用治具を用いた多数個取りの提案をして欲しいというものでした。内容は、ドーナツ形状の半分は特殊樹脂、残りの半分はウレタンゴムのワークに対して高い真円度と面粗度が要求されるものでした。経験が浅い私にとってこの案件はとても大きなプロジェクトだとプレッシャーを感じました。

社内の上司に相談しメーカーを絞り込み、連絡。標準ラインアップ機を専用機へ改良すれば対応可能のことでお客様を交えていざ打合せ開始。砥石の選定には時間を要し、周辺機器メーカー様も多数加わり、複数社をワンストップで取りまとめる案件となりました。

投資する目的の達成に向けて何度も集まり打合せを実施して、専用機になるので事前テスト検証が出来ない分、仮想検証を繰り返して精度保証を約束したことでOKを頂き受注に至りました。しかし結果として大きな問題が待ち受けっていました。

いざ、メーカーでの出荷前立合いで目標加工数がクリアできる寸前に「ストップ！！」研磨後のワークを確認すると樹脂の表面に薄っすらとウレタンゴムが付着してしまいNG。

この原因が中々、解明できずにメーカー工場で明け方まで機械を前にして検討会議を繰り返しました。砥石の問題？ドレスの問題？クーラント液の問題？加工条件の問題？

翌日に砥石メーカーも駆けつけてくれて様々な角度から議論や検証を行うも、中々解明の糸口が見つからず、一旦、お立会いは中止にして数種類の砥石を用意して再トライを実施することに。迎えた2回目の立会でも思うようにいかず、毎日毎日明け方まで検証。砥石のみならずクーラント液も新たに見直すもやはり出口が見えず疲労困憊、皆が途方にくれていました。約束期日に納入することが出来ずお客様に多大なご迷惑をお掛けし大ビンチ。

そんな時、メーカーのベテラン担当者の方から「こういう時は原点に戻ろう」と大前提であるドレッシング方法の見直しを提案されました。採用していたロータリードレッサーから単石ドレッサーに変更してみたところ、みるとみる歯車が合いはじめ樹脂の表面からウレタンゴムの付着が見事になくなりました。

この時の経験は俗にいう「諦めなければ必

ず道は拓ける」を身に持って体感することができました。決して誰一人あきらめなかつたこと、行き詰った時は無理に先に進もうとせず、立ち止まり原点に帰り一から見直す。答えは必ず見出せる。一つの目標に向かいそれに関わる全ての人が持ち合わせるエネルギーは無限であることが証明できたと思っています。今でも、このお客様には大変お世話になっており良いお付き合いをさせて頂いています。

私は失敗や反省を繰り返してきましたが、その度にユーザー様やメーカー様、上司に助けてもらい、支えて頂いたことが私の「価値ある学び」として大事な財産になっています。

世間知らずの私に対して時に厳しく、時に優しく、いつでも丁寧に接してくださったことは、今でも感謝すると共に、私はこれからのお出会いも大切に、その節々に頂戴した心に残る言葉と経験を忘れず、ユーザー様とメーカー様に必要とされる“ユーザーとメーカーを技術で結ぶプロデューサー”としての使命を追求していきます。

まだまだ「山あり谷あり谷のほうが多い営業人生話」のエピソードはありますが、今回はこのあたりでエンドロールに移りたいと思います。

最後に、弊社ごとではあります BUT 我が社は2025年7月16日で創業60周年を迎える予定です。半世紀を超える長きにわたり地域に深く根差した機械専門商社として創業者である宮脇会長が掲げた“ユーザーとメーカーを技術で結ぶプロデューサー”の経営理念のもと歴史を築いてきました。当社はこれまでの歩



2012年/DMG森精機(森精機製作所)見学時、上司と。

みを大切にしながら、更なる成長を図るべくDMG森精機グループに入りました。社員一人ひとりの専門知識を高めていき、エンジニアリング機能を持つ機械商社としての強みを活かしていきます。また、DMG森精機以外のパートナーメーカー様とも引き続きお付き合い（販売）をさせて頂き、お客様へ新たな価値を創出していくことを掲げています。「今まで以上の価値を提案していき、実感していただく」これからも社員一同、社業に励んでいきますので引き続き、皆様のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

全ての出会いに心から感謝の意を込めて。

知財・無形資産の開示と建設的な対話で、 企業成長の道筋を示すためのガイドブック「企業成長の道筋 ～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」 を作成しました

特許庁は、ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の開示に向けて、取り組むにあたってのマインドセットや、その方法を具体的に取りまとめたガイドブックを作成しました。企業成長の道筋を示すために実践すべき活動や検討の進め方について、豊富な事例とともに紹介しており、企業価値向上に貢献する全ての方を想定読者としています。

1. 本ガイドブック作成の背景

コーポレートガバナンス・コードの改訂や、知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0を受けて、上場企業を中心に、知財・無形資産に係る開示の充実化が要請されています。開示の充実化を通して、企業と投資家・金融機関とが中長期視点に立った建設的な対話をを行い、経営戦略の磨き上げ及び企業価値の向上を実現することが期待されています。

しかし、こうした知財・無形資産に係る開示の充実化と建設的な対話を行おうとしても、企業と投資家との間で視点のギャップがありボトルネックになっています。

そこで本ガイドブックでは、このようなボトルネックを解消し、知財・無形資産に係る開示の充実化と建設的な対話を実現す

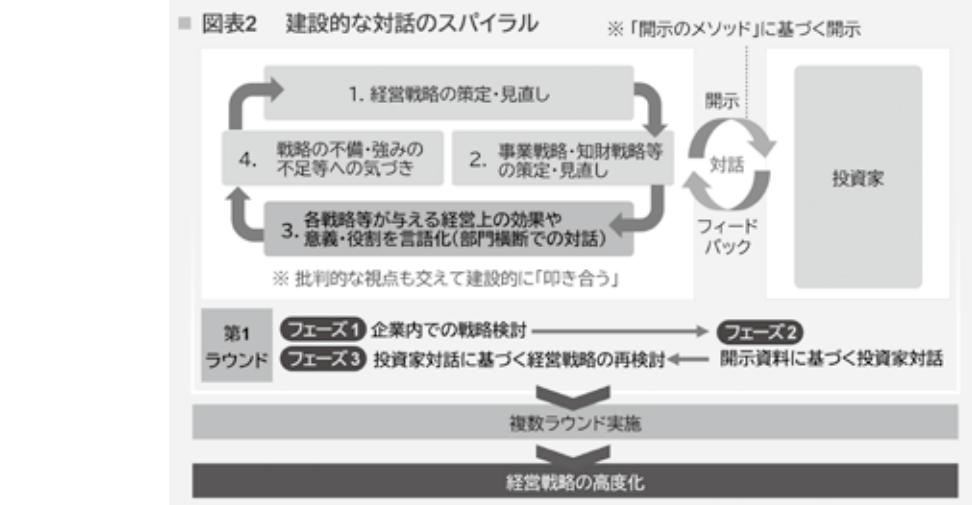
るために必要なマインドセットとその方法について、実際の企業の事例や、投資家へのヒアリングで得られたコラムとともに紹介しています。

ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の開示を推進し、企業成長を実現するために、本ガイドブックをご活用ください。



2. 本ガイドブックの概要

- (1) 知財・無形資産の開示について、企業と投資家が有する視点のギャップを明らかにし、あるべき両者の関係性とそれを実現するために求められる建設的な対話の在り方を取りまとめたガイドブックです。
- (2) 企業成長を実現するための知財・無形資産の開示に必要なマインドセットとその方法について、コンパクトに整理しています。



- (3) 知財・無形資産の開示に取り組む企業での現地調査から得られた示唆、先進企業の取組事例及び中長期的な視点を有する投資家ヒアリングの結果をまとめたコラム、知財・無形資産の開示に取り組む企業の経営層・部門長の課題感を取り上げた座談会レポートなど、盛りだくさんな内容となっています。
- (4) 企業が投資家との建設的な対話を進めるために取り組むべき項目を整理したチェックリストを掲載しています。

3. 本ガイドブックの想定読者

開示の改善に取り組むIR部門を中心に、経営層や経営企画部門、知財部門、事業部門、研究開発部門等、企業価値の向上に貢献する全ての皆様を想定読者としています。

4. ダウンロード・冊子の配布

特許庁ウェブサイト「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」(https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html) を加工して作成

[example/ip_disclosure_for_stakeholder.html](https://www.ip-disclosure-for-stakeholder.html) からダウンロードできます。また、全国47都道府県に設置されている「知財総合支援窓口」や経済産業局の知的財産室等において、冊子版を無料配布しています。

担当

特許庁 総務部 企画調査課
メール：PA02E0@jpo.go.jp

(*) 『知財・無形資産の開示と建設的な対話で、企業成長の道筋を示すためのガイドブック「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」を作成しました』(<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250428002/20250428002.html>) を加工して作成

参考

特許庁HP (https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html)

国内ミニマム課税(QDMTT) について (令和7年度税制改正⑤)

朝日税理士法人

1. はじめに

本稿では、令和7年度税制改正において法制化された、グローバル・ミニマム課税のeruleの一つである国内ミニマム課税(QDMTT)についてとり上げます。

2. 概要

国内ミニマム課税(QDMTT)は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人等の税負担率が15%に至るまで、日本で課税を行う制度をいいます。そして本制度は、所得合算ルールや軽課税所得ルールによる課税より優先されます。

3. 詳細

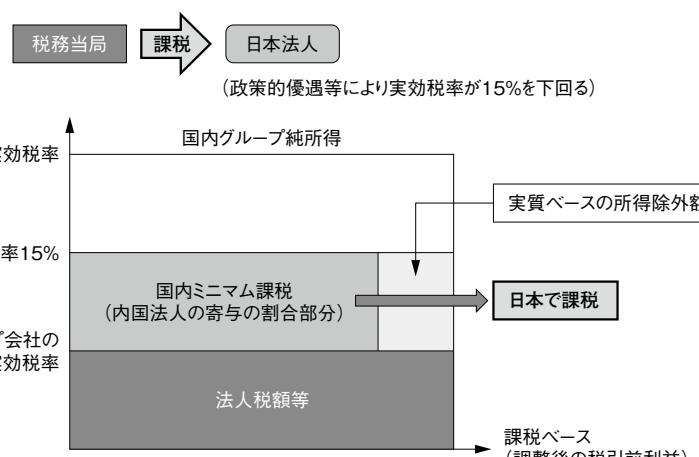
本制度の納税対象者は、①特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（もしくは共同支配会社等）である内国法人、または②特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等（もしくは共同支配会社等）である外国法人です。

次に、課税標準額は、各対象会計年度の国内最低課税額であり、計算式（一例）は次ページの図表をご参照ください。そして、法人税額は上記課税標準額に対して、税率100分の75.3を乗じて計算した金額です。

【改正内容①】

改正内容

国内ミニマム課税(QDMTT)は、構成会社等である日本のグループ会社の実効税率が基準税率(15%)を下回る場合に基準税率に至るまで日本に課税を行う制度です。



【改正内容②】

改正内容

	内国法人	外国法人
納税対象者	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等または共同支配会社等	特定多国籍企業グループ等に属し、所在地国が日本である恒久的施設等を有する構成会社等または共同支配会社等
課税標準	各対象会計年度の国内最低課税額(※1)	
適用免除基準	所得合算ルール(IIR)と同様に、収入金額等の基準(デミニマス)や一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な基準(国別報告事項セーフハーバー)その他の基準を満たす場合 特定多国籍企業グループ等該当初年度から5年以内で、かつ国際的な事業活動の初期段階である場合	
法人税額の計算	課税標準額に対して税率100分の75.3を乗じて計算(地方法人税は法人税額に247/753の税率で課税)	
申告及び納付	各対象会計年度終了日の翌日から1年3月以内(一定の場合には、1年6月以内)	

※1 (国内グループ純所得 - 実質ベースの所得除外額) × (基準税率15% - 国内実効税率) × 帰属割合 など

なお、グローバル・ミニマム課税については、令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイドの内容等を踏まえた見直しを検討とともに、グローバル・ミニマム課税と関係する既存の税制について必要な検討を行う予定です。

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用

4. 実務上の留意点

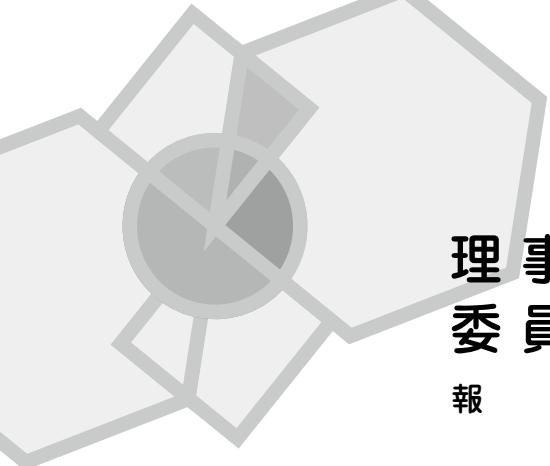
本税制は、令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されますが、前稿同様、税額計算の体制を構築するのに相当の時間を要するものと考えられます。具体的には、①適用対象法人（納税義務者）の範囲の検討、

②適用免除基準の充足状況の検討、そして特に③国内最低課税額の算定については計算過程が複雑なため、精緻な計算を行うべく入念な準備が必要です。

コラム：実務家のひとこと

(令和7年分年末調整申告書様式の変更について)

令和7年度税制改正で、基礎控除、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の引上げ等がなされました。それにより、令和7年分の年末調整では、①基礎控除申告書、②配偶者控除等申告書、③特定親族特別控除申告書、④所得金額調整控除申告書の4つの申告書が1枚の用紙に組み込まれることとなります。また特定親族特別控除の創設により、対象となる親族等の合計所得金額の見積額を新たに申告いただく必要があります。仮に、従業員の申告に基づき算出した控除額に誤りがある場合、源泉徴収義務者である法人側の責めに帰すべき事由が無ければ、不納付加算税の対象とはなりませんが、追加徴収等の事務負担が生じるため、従業員に正確な申告を実施いただくよう改正点、書式の変更点について事前にご周知頂くことが肝要です。



理事会 委員会 報 告

理 事 会

第79回 2025.9.12(金)名古屋マリオットアソシアホテル 出席37名(理事34名 監事3名)

1. 審議事項

(1) 新規入会について

入会申請のあった株式会社そぎょう並びにリックス株式会社について、審議の結果承認され、10月1日付で入会することとなった。

(2) 2026(令和8)年度税制改正要望書(案)について

2026(令和8)年度税制改正要望書(案)について、五十棲委員長から説明があり、審議の結果、全員異議なく了承した。

2. 報告事項

(1) 委員会報告

(イ) 総合企画委員会(石井委員長)

会員代表者懇談会は、10月16日(木)・17日(金)に開催する。(株)IHI・相馬工場及びTHK(株)・山形工場を訪問し、工場見学と意見交換を予定している。

(ロ) 経営委員会(五十棲委員長)

今期は、前期活動でまとめた活動方針案を基に経営調査部会・税制部会・労務研究部会に新たに次世代研究部会を加え、4つの部会で活動していく。

(ハ) 環境安全委員会(宮崎委員長)

今期は、具体的な審議を行う副委員長と幹事で構成する幹事会に加え、実務的な内

容を検討する作業部会を設置して、委員会活動を効率良く進めていく。新たな活動として、会員企業の環境活動事例に対する表彰制度の創設について検討していく。

(ニ) 見本市委員会(菅田委員長)

JIMTOF2026は、2026年10月26日(月)～31日(土)までの6日間、大規模改修工事で休館となる東4～6ホールを除いた、東京ビッグサイト全館を使用して開催する。開場時間については、全館10時～17時で統一する方向で、東京ビッグサイトに申入れすることとした。共催の東京ビッグサイトと連携しながら、来場者が全ホールに満遍なく回遊するよう、改善策を検討していく。

(2) 諸報告

柚原専務理事より、以下の通り報告があった。

(イ) EMO HANNOVER 2025について

EMO HANNOVER 2025は、9月22日(月)～26日(金)までの5日間、ドイツ・ハノーファーの国際見本市会場にて開催される。45カ国・地域から約1,500社、当会員から36社の参加が予定されている。9月23日(火)には、JIMTOFを広報するべくJapan Dayを坂元会長、菅田見本市委員長、東京ビッグサイト岩瀬常務取締役に臨席いただき、交流会形式にて開催する。

(ロ) 2026年度(公財)JKKA補助事業の要望について

2026年度公益財団法人JKKA補助事業の

要望については、「国際工作機械技術者会議の開催」及び「工作機械の輸出管理講習会」の2事業を申請した。補助金の交付決定は、来年4月になる。

(ハ) 第64回日工会野球大会の開催について

10月9日(木)・10日(金)に、東京・大井スポーツセンターにおいて、第64回日工会野球大会を7チームの参加を得て開催する。宮崎理事には、始球式を行っていただく。

(ニ) 第8回工作機械検定の実施について

10月～12月までの3ヵ月間、8回目となる工作機械検定を実施する。

(ホ) 今後の日工会関連行事予定について

技 術 委 員 会

— 研究開発部会 —

研究開発部会・技術動向調査報告会

2025.8.5(火)機械振興会館+WEB会議 出席62名

1. 研究開発部会活動内容紹介

研究開発部会部会長 千田 治光 氏
(オークマ株)

2. 特別講演①「接続可能なものづくりへの転換」

講師: 東京大学大学院工学系研究科
教授 梅田 靖 氏

3. 特別講演②「マイクロソフトクラウド・AIを活用した製造業のDX推進」

講師: 日本マイクロソフト株式会社
インダストリアル&製造事業本部
製造ソリューション・マネージャー
鈴木 靖隆 氏

— 標 準 化 部 会 —

機械規格専門委員会

工作機械－プラノミラーの試験条件－精度試験－
第2部: ブリッジ移動形(ガントリ形)
(JIS B 6228-2) JIS原案作成委員会

第1回 2025.9.11(木)機械振興会館+WEB会議 出席16名

- 第1回委員会の開催にあたり、本委員会の委員長選出について、事務局から中立者である吉岡氏(東京大学)を推薦した結果、異議なく承認された。
- JIS B 6228-2(工作機械－プラノミラーの試験条件－精度試験－第2部: ブリッジ移動形(ガントリ形))の原案について審議した。

—歯車加工機分科会—

第4回 2025.9.4(木)WEB会議 出席11名

- 2025年9月17日期限で実施された、ISO 6545(ホブ盤－精度検査)の改正に関するCIB投票について、投票内容の検討を行った。
- 北東アジア標準協力フォーラム(NEASフォーラム)の動向について、確認した。

電気・安全規格専門委員会

第90回 2025.10.21(火)機械振興会館+WEB会議 出席20名

- 参加の各WGより活動報告があった。
- 事務局から、インドBIS(Bureau of Indian Standards)認証制度の進捗状況について、報告があった。
- IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度(JC-STAR制度)について、説明があった。

-旋盤安全WG-

第38回 2025.10.27(月)機械振興会館+WEB会議 出席10名

- ISO/TR 23125-2（旋盤の安全 - 旋盤のモード3 (MO3) 事例集）各国コメントについて、検討した。
- 2025年11月10日及び11日にオンラインで開催されるISO/TC39/SC10/WG3（旋盤の安全）国際会議について、説明があった。

-マシニングセンタ安全WG-

第57回 2025.10.8(水)WEB会議 出席14名

- ISO16090-1（マシニングセンタの安全）第3版の素案に対するコメントについて、検討した。
- 2025年10月28日～30日にオンラインで開催されるISO/TC39/SC10/WG4（マシニングセンタの安全）国際会議について、説明があった。

制御規格専門委員会

第59回 2025.9.30(火)WEB会議 出席12名

- 2025年6月9日、16日及び17日にオンラインで開催されたISO/TC184/SC1/WG7 (CNCデータモデル) 国際会議について、報告があった。
- 2025年10月20～23日に中国・南京市で開催されるISO/TC184/SC1、ISO/TC184/SC1/WG7、ISO/TC184/SC1/WG10及びISO/TC184/SC1/WG11国際会議報告について、説明があった。
- 日本提案による新しい規格番号での規格開発について、検討した。

経営委員会

—委員会—

第1回 2025.9.4(木)TKPガーデンシティPREMIUM
名古屋ルーセントタワー+WEB会議 出席37名

- 経済産業省産業機械課より、最近の政策動向と、経済産業省関連の2026年度税制改正・予算要望のうち、米国関税措置を含めて業界に関わりの大きい制度を中心説明があった。
- 「2026(令和8)年度税制改正要望書(案)」について審議し了承された。
- 委員会の活動方針及び、各部会より活動方針と活動報告があった。

—税制部会—

第1回 2025.8.27(水)WEB会議 出席10名

- 「2026(令和8)年度税制改正要望書(案)」について検討した。

市場調査委員会

—委員会—

第1回 2025.10.3(金)機械振興会館+WEB会議 出席54名

- 経済産業省産業機械課担当官より、最近の政策動向及び米国関税措置等について説明があった。
- 2025-2026年度活動について、所管事項、組織構成等運営方針を共有した。
- 各部会長より、所管事項に関する現状認識、今期活動方針について説明があった。

- 日本政策投資銀行産業調査部 高田裕調査役より、同行が実施した2025年度設備投資計画調査の結果概要について講演があった。

環境安全委員会

—作業部会—

2025.9.22(月)SMC株下妻工場 出席11名

- 2025年度の活動計画を確認した。
- 2024年「工作機械産業の環境自主行動計画」フォローアップ結果について報告があった。
- 環境活動成果報告会について、企画を検討した。
- 環境活動に対する表彰制度の創設について検討した。

見本市委員会

—企画部会—

第1回 2025.10.1(水)機械振興会館+WEB会議 出席16名

- 事務局より、近年の企画展示について報告があった後、JIMTOF2026に向けて討議した。この結果を踏まえ、事務局は、討議の中で出たアイデアや意見を整理して、箇条書きレベルのプロットとして、まとめることとした。
- 事務局より、前回の講演結果について報告があった後、JIMTOF2026に向けて討議した。この結果を踏まえ、事務局は、次回部会前までに実施可能なものを絞り込み、具体的な講師名を交えた案を委員に提示することとした。

輸出管理委員会

— 輸出管理部会 —

第2回 2025.8.19(火) 機械振興会館+WEB会議 出席23名

- 2025年度各種講習会・研修会講演項目に係るアンケートについて討議した。
- NSGのUPR化に向けた対応について討議した。
- 輸出審査システムの導入に関するアンケートについて討議した。

第3回 2025.9.16(火) 機械振興会館+WEB会議 出席24名

- 2025年度各種講習会・研修会の準備状況について確認した。
- 2025年度各種講習会・研修会講演項目に係るアンケートについて討議した。
- 輸出審査システムの導入に関するアンケートについて討議した。
- 需要者等における誓約違反事象に関する調査結果について討議した。
- NSGのUPR化に向けた対応について討議した。

— 委員会 —

第1回 2025.10.16(木) TKP東京駅カンファレンスセンター+WEB会議 出席69名

- 2025/26年度の組織構成及び活動スケジュールを確認した。
- 2025年度 輸出管理委員会活動案について審議し、承認した。
- 需要者等における誓約違反事象アンケートの調査結果を確認した。
- 2025年度工作機械の国内外輸出管理講習会の概要について説明した。

- 2025年度工作機械の輸出管理研修会の概要について説明した。
- 「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等」に関するアンケートの概要について説明した。
- 「特別一般包括許可の活用条件」に関するアンケートの概要について説明した。



2025年度第2回日工会ゴルフ会 (通算371回)

9月13日(土)、滋賀県の中京ゴルフ倶楽部 石野コースにて、通算371回ゴルフ会を開催した。

当日は、天気予報どおり曇り時々雨の空模様となり、プレー中には一時的に雨に見舞われたが、無事にラウンドを終えることができた。今回は15名が参加し、和やかな雰囲気の中にも熱戦が繰り広げられた。

見事優勝に輝いたのは、前半43・後半35の好スコアでラウンドした長濱裕二選手(日工会)。安定したショットと後半の追い上げが光る見事なプレーを見せてくれた。準優勝は、今回が2回目の参加となった鈴木利彦選手(アイダエンジニアリング)。堅実なプレーを披露してくれた。第3位は、2024年9月以来久々の参戦ながら、好調なプレーを見せてくれた石邊知明選手(ファナック)となった。



坂元会長から優勝杯を受け取る
長濱裕二選手(右)

優勝	長濱 裕二 (日工会・常務理事)
準優勝	鈴木 利彦 (アイダエンジニアリング株・取締役社長)
第3位	石邊 知明 (ファナック株・常務執行役員)
第4位	坂元 繁友 (芝浦機械株・取締役社長)
第5位	武藤 公明 (浜井産業株・取締役社長)



第371回日工会ゴルフ会 2025年9月13日(土)
中京ゴルフ倶楽部 石野コース

中京ゴルフ倶楽部 石野コース紹介

所在地：〒470-0311 豊田市芳友町深田510

電話：0565(41)2100

URL：<http://www.ctv.co.jp/cgc/index.html>

設立時より、(1) あらゆるプレーヤーが、それぞれの技量に応じてゴルフの愉しさを満喫できる、(2) プレーするたびに新しい発見がある、(3) プロのトーナメントでも素晴らしいドラマが展開されるようなグレードを併せ持つ、を目標としている名古屋近郊の名門コース。四季の変化に富んだなだらかな丘陵地帯に位置し、優しさと厳しさを兼ね備えた美しいコースを実現している。スリリングに、そしてエキサイティングに、知的な雰囲気があふれるときめきの18ホールを堪能できる。毎年5月下旬頃、「中京テレビ・ブリヂストンレディスオープン」が開催されている。

なお、同倶楽部での次回日工会ゴルフ会は、2026年5月15日(金)を予定している。

1. 新規入会(2025年10月1日付)

(株)そぎょう
会員代表者 常務執行役員 河合 肇
所在地 愛知県津島市常盤町3-1-5
資本金 5,000万円
生産品目 脱油機、浮上油回収装置
推薦会員 DMG森精機(株)、
(株)シマダマシンツール

リックス(株)
会員代表者 取締役社長 安井 卓
所在地 福岡市博多区東比恵1-4-10
S-GATE FIT東比恵5階
資本金 8億2,790万円

生産品目 ロータリージョイント、オイルスキマー

推薦会員 ヤマザキマザック(株)、
(株)ニイガタマシンテクノ

2. 会員代表者の変更(2025年9月5日付)

(株)不二越
(新) 平井 保光 (工作機事業部長)
(旧) 松本 克洋 (工具技術部副部長)

3. お悔やみ

去る9月13日、当会元理事の安田之彦氏
が91歳で逝去された。
同氏は生前の功績により、正六位に叙さ
れた。

日工会関連行事予定表

開催日	行事	場所
2025年		
11月20日 (木)	第80回理事会	東京・ニューオータニ
11月21日 (金)	日工会ゴルフ会(第372回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
2026年		
1月8日 (木)	2026年新年賀詞交歓会	東京・ニューオータニ
3月25日 (水)～ 3月28日 (土)	TMTS 2026	台湾・台中
3月26日 (木)	第81回理事会	京都・グランヴィア
3月27日 (金)	日工会ゴルフ会(第373回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
4月13日 (月)～ 4月17日 (金)	SIMTOS 2026	韓国・ソウル
4月21日 (火)～ 4月25日 (土)	CCMT 2026	中国・上海
5月14日 (木)	第82回理事会	愛知・名古屋マリオット
5月15日 (金)	日工会ゴルフ会(第374回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
6月5日 (金)	第17回定期総会	東京・ニューオータニ
6月6日 (土)	日工会ゴルフ会(第375回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
7月23日 (木)	第83回理事会	京都・グランヴィア
7月24日 (金)	日工会ゴルフ会(第376回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9月14日 (月)～ 9月19日 (土)	IMTS 2026	アメリカ・シカゴ
10月9日 (金)	第84回理事会	愛知・名古屋マリオット
10月10日 (土)	日工会ゴルフ会(第377回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
10月26日 (月)～ 10月31日 (土)	JIMTOF 2026	東京・東京ビッグサイト
11月26日 (木)	第85回理事会	東京・ニューオータニ
11月27日 (金)	日工会ゴルフ会(第378回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ

金属工作機械統計資料

※詳しい統計資料をご希望の方は、当会ホームページまでアクセスして下さい。
URL <https://www.jmtba.or.jp/>

主要統計

	受注								生	
	総額	前年比	内需	前年比	外需	前年比	販売	受注残	台数	重量
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	台	トン
15年	1,480,592	98.1	586,240	118.1	894,352	88.3	1,532,603	607,499	102,101	489,253
16年	1,250,003	84.4	530,545	90.5	719,458	80.4	1,280,584	522,527	67,991	374,124
17年	1,645,554	131.6	629,369	118.6	1,016,185	141.2	1,467,285	694,231	88,644	426,841
18年	1,815,771	110.3	750,343	119.2	1,065,428	104.8	1,684,768	826,197	84,803	454,619
19年	1,229,900	67.7	493,188	65.7	736,712	69.1	1,501,633	561,265	62,240	380,419
20年	901,835	73.3	324,455	65.8	577,380	78.4	1,033,616	430,794	45,569	244,973
21年	1,541,419	170.9	510,324	157.3	1,031,095	178.6	1,283,499	701,005	67,601	313,143
22年	1,759,601	114.2	603,231	118.2	1,156,370	112.1	1,568,350	896,813	70,004	375,672
23年	1,486,519	84.5	476,821	79.0	1,009,698	87.3	1,616,581	785,775	58,832	362,386
24年	1,485,109	99.9	441,538	92.6	1,043,571	103.4	1,526,187	767,825	50,449	298,113
2020年度	988,483	89.9	325,988	73.0	662,495	101.5	1,032,575	446,582	50,683	248,838
21年度	1,667,502	168.7	566,229	173.7	1,101,273	166.2	1,368,954	757,694	69,950	333,552
22年度	1,705,623	102.3	581,667	102.7	1,123,956	102.1	1,618,780	849,094	67,788	376,846
23年度	1,453,136	85.2	457,521	78.7	995,615	88.6	1,564,251	757,003	54,102	342,985
24年度	1,509,736	103.9	444,162	97.1	1,065,574	107.0	1,597,467	692,400	53,417	301,254
2023年 7-9月	363,042	83.9	120,147	76.9	242,895	87.9	388,329	816,786	13,757	89,342
10-12月	355,040	85.4	104,591	78.9	250,449	88.4	405,723	785,775	12,585	84,178
2024年 1-3月	360,818	91.5	112,403	85.3	248,415	94.6	389,590	757,003	12,481	77,736
4-6月	379,248	101.3	112,019	93.1	267,229	105.3	329,117	807,134	11,227	68,729
7-9月	360,072	99.2	109,424	91.1	250,648	103.2	399,490	767,716	12,864	74,329
10-12月	384,971	108.4	107,692	103.0	277,279	110.7	407,990	767,825	13,877	77,319
2025年 1-3月	385,445	106.8	115,027	102.3	270,418	108.9	460,870	692,400	15,449	80,877
4-6月	392,095	103.4	107,264	95.8	284,831	106.6	366,974	717,521	12,375	70,255
7-9月	387,675	107.7	110,986	101.4	276,689	110.4	371,577	732,958		
2023年 2月	124,095	89.3	38,932	79.7	85,163	94.5	136,450	901,283	5,979	31,078
3月	141,019	84.8	49,369	82.0	91,650	86.4	193,208	849,094	6,312	38,337
4月	132,688	85.6	41,723	78.5	90,965	89.3	113,084	868,509	5,571	31,033
5月	119,523	77.9	37,807	76.4	81,716	78.7	124,804	863,228	4,769	28,057
6月	122,025	78.9	40,850	69.6	81,175	84.5	142,721	842,594	4,947	32,676
7月	114,340	80.3	39,385	75.8	74,955	82.9	118,436	838,498	4,533	29,756
8月	114,760	82.4	35,717	69.0	79,043	90.3	113,804	838,933	4,354	27,931
9月	133,942	88.8	45,045	85.9	88,897	90.3	156,089	816,786	4,872	31,663
10月	112,053	79.4	33,644	75.5	78,409	81.3	119,344	809,495	4,100	27,280
11月	115,899	86.4	32,696	71.6	83,203	94.0	128,275	797,119	4,024	26,704
12月	127,088	90.4	38,251	90.5	88,837	90.4	158,104	785,775	4,483	30,276
2024年 1月	110,960	86.0	30,603	70.5	80,357	93.8	107,998	788,737	3,781	23,384
2月	114,208	92.0	32,543	83.6	81,665	95.9	117,730	785,215	4,214	26,376
3月	135,650	96.2	49,257	99.8	86,393	94.3	163,862	757,003	4,486	27,976
4月	120,902	91.1	36,372	87.2	84,530	92.9	96,612	781,293	3,557	21,979
5月	124,530	104.2	34,837	92.1	89,693	109.8	113,085	792,738	3,709	22,723
6月	133,816	109.7	40,810	99.9	93,006	114.6	119,420	807,134	3,961	24,027
7月	123,942	108.4	35,703	90.7	88,239	117.7	117,361	813,715	4,232	24,029
8月	110,770	96.5	32,192	90.1	78,578	99.4	123,952	800,533	4,062	23,241
9月	125,360	93.6	41,529	92.2	83,831	94.3	158,177	767,716	4,570	27,059
10月	122,550	109.4	33,441	99.4	89,109	113.6	115,081	775,185	4,457	24,405
11月	119,327	103.0	34,328	105.0	84,999	102.2	124,510	770,002	4,765	26,310
12月	143,094	112.6	39,923	104.4	103,171	116.1	168,399	767,825	4,655	26,604
2025年 1月	116,146	104.7	31,996	104.6	84,150	104.7	111,314	772,657	4,761	24,825
2月	118,198	103.5	33,767	103.8	84,431	103.4	130,914	759,941	5,092	26,649
3月	151,101	111.4	49,264	100.0	101,837	117.9	218,642	692,400	5,596	29,403
4月	130,214	107.7	34,379	94.5	95,835	113.4	126,854	695,760	4,493	23,647
5月	128,718	103.4	33,016	94.8	95,702	106.7	111,352	713,126	3,868	22,134
6月	133,163	99.5	39,869	97.7	93,294	100.3	128,768	717,521	4,014	24,474
7月	128,357	103.6	35,446	99.3	92,911	105.3	120,168	725,104	4,126	26,152
8月	120,172	108.5	31,895	99.1	88,277	112.3	116,136	729,202	3,915	23,976

産		販 売		在 庫		輸 出		輸 入		常用従業員数 企業物価指標
金額	前年比	台数	金額	台数	重量	金額	前年比	金額	前年比	
百万円	%	台	百万円	台	トン	百万円	%	百万円	%	
1,258,087	106.1	105,147	1,310,282	11,274	38,620	932,123	96.9	91,580	117.3	25,826
1,012,810	80.5	73,443	1,058,471	9,321	35,371	666,519	71.5	78,249	85.4	26,252
1,129,823	111.6	92,174	1,181,505	9,936	33,453	786,221	118.0	72,276	92.4	26,161
1,236,790	109.5	90,160	1,297,087	9,167	31,553	881,700	112.1	90,574	125.3	27,348
1,072,452	86.7	66,288	1,118,969	9,490	33,806	735,108	83.4	85,996	94.9	27,436
723,994	67.5	49,457	762,032	8,145	28,075	529,567	72.0	55,530	64.6	

業種別受注統計

(単位：百万円)

	受注総額	(内 数)		鉄鋼及び 非鉄金属	金属製品	機 械						
		NC工作機械				一般機械器具製造業			自動車製造業			
		前年 比%	前年 比%	製 造 業	製 造 業	内建設機 械製造業	内 金 型 製 造 業	内 自動車 部品製造業				
2016年計	1,250,003	84.4	1,225,768	84.5	18,154	22,804	207,113	5,433	30,778	174,853	115,986	
17年計	1,645,554	131.6	1,616,216	131.9	17,778	26,539	259,144	7,510	27,574	201,119	139,936	
18年計	1,815,771	110.3	1,783,287	110.3	24,984	35,632	297,290	12,833	28,302	248,296	165,265	
19年計	1,229,900	67.7	1,206,231	67.6	15,087	32,024	202,203	11,535	20,987	139,762	101,224	
20年計	901,835	73.3	884,770	73.3	11,265	23,498	133,112	7,013	13,283	83,437	55,580	
21年計	1,541,419	170.9	1,514,935	171.2	17,981	40,274	200,489	11,166	26,785	115,123	84,015	
22年計	1,759,601	114.2	1,727,473	114.0	19,675	50,565	243,465	13,655	34,462	134,719	92,957	
23年計	1,486,519	84.5	1,463,024	84.7	16,345	36,813	203,557	12,442	28,189	100,588	73,519	
24年計	1,485,109	99.9	1,461,592	99.9	15,172	37,200	181,041	8,449	15,761	91,025	62,400	
2023年	7-9月	363,042	83.9	355,639	83.9	4,587	9,920	49,489	2,820	6,023	26,680	19,750
	10-12月	355,040	85.4	349,641	85.6	2,776	7,010	41,036	2,523	5,116	26,103	19,047
2024年	1-3月	360,818	91.5	355,691	91.6	3,748	9,444	45,992	2,915	5,321	23,208	17,098
	4-6月	379,248	101.3	372,199	100.8	3,905	7,624	43,656	2,238	4,045	25,805	17,447
	7-9月	360,072	99.2	354,947	99.8	3,265	10,721	46,676	1,608	3,358	20,978	14,600
	10-12月	384,971	106.9	378,755	106.7	4,254	9,411	44,717	1,688	3,037	21,034	13,255
2025年	1-3月	385,445	106.8	378,749	106.5	3,602	10,718	43,542	2,804	3,316	24,891	16,197
	4-6月	392,095	103.4	386,160	103.8	2,636	9,836	46,020	3,129	3,729	16,973	10,996
	7-9月	387,675	107.7	382,331	107.7	3,994	7,968	42,999	1,696	4,165	21,208	15,160
2022年	12月	140,544	100.9	138,281	101.6	1,990	2,699	15,792	1,111	1,683	10,134	6,932
2023年	1月	129,087	90.3	127,203	90.4	2,437	2,620	18,085	1,077	2,454	7,900	6,156
	2月	124,095	89.3	122,172	89.7	1,183	3,290	16,765	904	2,495	7,910	5,304
	3月	141,019	84.8	139,003	85.3	1,297	5,456	21,762	1,087	3,505	8,800	6,463
	4月	132,688	85.6	131,036	86.2	1,271	2,651	19,509	1,108	3,787	8,081	5,948
	5月	119,523	77.9	118,068	78.1	1,458	2,557	17,625	1,912	1,670	7,828	5,534
	6月	122,025	78.9	120,262	79.3	1,336	3,309	19,286	1,011	3,139	7,286	5,317
	7月	114,340	80.3	111,735	79.9	1,163	2,822	17,297	735	1,648	8,469	6,228
	8月	114,760	82.4	112,273	82.5	1,568	2,880	14,538	963	1,709	7,929	6,081
	9月	133,942	88.8	131,631	88.8	1,856	4,218	17,654	1,122	2,666	10,282	7,441
	10月	112,053	79.4	110,609	79.8	1,017	2,178	14,116	1,448	1,313	7,977	5,026
	11月	115,899	86.4	113,660	86.2	903	2,472	12,750	424	1,711	8,175	6,249
	12月	127,088	90.4	125,372	90.7	856	2,360	14,170	651	2,092	9,951	7,772
2024年	1月	110,960	86.0	109,042	85.7	821	2,408	12,280	1,242	2,006	7,014	5,300
	2月	114,208	92.0	112,625	92.2	711	2,288	13,934	654	1,838	6,662	4,654
	3月	135,650	96.2	134,024	96.4	2,216	4,748	19,778	1,019	1,477	9,532	7,144
	4月	120,902	91.1	117,865	89.9	1,370	2,741	12,828	1,002	1,137	8,844	6,459
	5月	124,530	104.2	122,607	103.8	919	2,049	14,360	736	1,044	7,716	5,623
	6月	133,816	109.7	131,727	109.5	1,616	2,834	16,468	500	1,864	9,245	5,365
	7月	123,942	108.4	121,993	109.2	873	3,068	15,493	365	1,060	6,370	4,099
	8月	110,770	96.5	109,510	97.5	965	2,210	14,777	611	964	7,169	5,094
	9月	125,360	93.6	123,444	93.8	1,427	5,443	16,406	632	1,334	7,439	5,407
	10月	122,550	109.4	120,582	109.0	414	3,537	13,524	467	1,151	6,826	4,487
	11月	119,327	103.0	117,388	103.3	1,643	2,823	16,119	950	1,050	5,561	3,512
	12月	143,094	112.6	140,785	112.3	2,197	3,051	15,074	271	836	8,647	5,256
2025年	1月	116,146	104.7	113,797	104.4	849	3,377	11,854	744	896	5,973	3,675
	2月	118,198	103.5	116,010	103.0	836	2,804	12,536	438	1,220	6,989	5,361
	3月	151,101	111.4	148,942	111.1	1,917	4,537	19,152	1,622	1,200	11,929	7,161
	4月	130,214	107.7	128,635	109.1	967	2,944	15,018	1,547	1,398	5,267	3,256
	5月	128,718	103.4	126,457	103.1	925	2,271	14,328	903	1,080	4,783	3,436
	6月	133,163	99.5	131,068	99.5	744	4,621	16,674	679	1,251	6,923	4,304
	7月	128,357	103.6	126,016	103.3	1,117	2,352	13,608	292	1,629	8,026	5,522
	8月	120,172	108.5	118,873	108.5	1,501	2,050	13,281	753	1,016	6,107	4,558
	9月	139,146	111.0	137,442	111.3	1,376	3,566	16,110	651	1,520	7,075	5,080

製 造 業						計	その他 製造業	官公需 学校	その他 部 門	商 社 代理店	内需合計	外 需							
電気機械 器 具 製 造 業	精 密 機 械 製 造 業	電 気 精 密 計	航空機・造船・ 輸送用機械		内航空機 製 造 業														
製 造 業	機 械	計	内建設機 械製造業	内 金 型 製 造 業															
26,282	19,600	45,882	30,076	16,412	457,924	12,292	2,762	9,524	7,085	530,545	719,458								
37,082	25,267	62,349	23,840	11,610	546,452	16,396	3,0												

外需 国・地域別受注実績

(単位:百万円・%)

		2024年 10月		11月		12月		2024年 累計		2025年 1月		2月	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
東 ア ジ ア	韓国	2,840	201.0	1,510	55.2	2,404	179.9	29,606	118.3	2,629	106.4	3,041	171.9
	台湾	1,682	82.2	1,034	72.8	1,638	112.3	22,335	110.2	1,285	76.9	1,683	119.8
	中国	28,996	148.7	29,319	133.0	36,252	150.2	337,132	123.0	27,600	121.7	26,684	116.9
	その他	22	-	0	-	0	-	412	86.0	42	-	0	-
	小計	33,540	146.1	31,863	121.6	40,294	149.0	389,485	121.8	31,556	117.6	31,408	120.8
ア ジ ア その他の アジア	タイ	916	53.1	1,162	85.1	1,273	59.9	19,062	91.5	1,057	47.0	1,125	67.5
	マレーシア	901	165.9	359	139.1	609	73.1	10,024	108.9	334	33.8	634	75.1
	シンガポール	455	56.2	304	115.6	776	112.1	5,962	72.8	542	59.6	525	144.2
	フィリピン	159	176.7	40	50.6	396	241.5	2,383	133.9	370	445.8	137	39.7
	インドネシア	334	72.5	587	95.0	371	67.5	5,048	82.4	632	123.4	696	175.8
	ベトナム	3,861	389.2	2,569	351.0	2,515	222.0	21,221	203.4	1,743	171.9	1,187	71.7
	インド	9,712	327.0	5,556	133.5	5,057	80.1	64,219	125.6	8,387	198.1	5,388	104.4
	その他	6	150.0	5	71.4	21	700.0	-188	-	178	8900.0	8	266.7
	小計	16,344	215.2	10,582	141.4	11,018	93.3	127,731	118.5	13,243	132.6	9,700	93.0
	小計	49,884	163.3	42,445	126.0	51,312	132.0	517,216	121.0	44,799	121.7	41,108	112.9
欧 州	ドイツ	2,608	52.7	2,778	53.9	2,905	74.4	41,409	73.2	3,042	83.0	3,789	91.5
	イタリア	1,704	72.1	1,700	85.6	1,960	82.0	23,977	73.0	1,508	60.8	1,644	97.0
	フランス	2,235	129.7	2,058	108.6	2,319	90.6	23,226	97.1	1,923	143.7	1,634	69.5
	中欧	1,180	70.2	992	61.2	1,520	90.7	16,122	88.8	851	64.9	1,262	63.6
	その他	2,863	121.3	2,772	87.9	2,828	94.6	35,639	92.8	2,098	51.5	2,615	86.8
	小計	10,590	81.0	10,300	74.6	11,532	85.3	140,373	82.6	9,422	73.2	10,944	83.0
	その他西欧	5,742	117.7	4,114	67.4	4,722	80.5	47,094	76.8	3,617	95.2	4,133	110.2
	うちイギリス	1,844	110.6	1,693	74.6	1,792	80.3	18,091	83.5	1,592	123.3	1,703	105.3
	うちトルコ	2,511	117.3	1,602	97.9	2,104	94.4	19,925	87.6	980	57.7	1,704	117.8
	うちイスイス	563	72.7	661	37.3	485	38.5	6,387	43.0	536	66.0	575	88.1
北 米	東欧	135	56.7	-12	-	77	52.0	1,251	60.7	169	241.4	328	164.0
	ロシア・その他	42	300.0	14	200.0	35	350.0	147	55.3	10	250.0	17	212.5
	小計	16,509	90.7	14,416	71.4	16,366	83.7	188,865	80.9	13,218	79.0	15,422	90.0
中 南 米	アメリカ	17,423	70.6	23,577	100.3	28,936	119.9	267,287	94.8	20,768	98.7	23,026	102.0
	カナダ	2,560	177.7	1,566	99.5	1,667	82.4	19,284	97.0	1,839	105.2	1,719	122.5
	メキシコ	1,220	85.7	1,095	68.1	1,374	80.1	19,671	105.3	1,551	101.7	997	60.2
	小計	21,203	77.0	26,238	98.3	31,977	114.7	306,242	95.5	24,158	99.3	25,742	100.4
	ブラジル	661	75.4	587	62.2	1,193	98.7	10,149	91.0	699	153.6	611	55.9
	その他	215	215.0	113	171.2	84	-	4,652	998.3	29	13.6	439	2195.0
オ セ ア ニア	小計	876	98.8	700	69.4	1,277	108.8	14,801	127.4	728	109.0	1,050	94.3
	オーストラリア	598	63.3	625	78.0	643	118.2	7,481	92.5	701	114.7	466	78.3
	その他	1	5.9	282	210.4	169	845.0	1,050	125.7	2	1.4	1	1.1
	小計	599	62.3	907	97.0	812	144.0	8,531	95.6	703	93.9	467	68.3
中 東	中東	177	114.9	261	43.6	645	97.3	6,306	116.0	376	37.5	477	88.3
	アフリカ	-139	-	32	34.8	782	498.1	1,610	80.5	168	305.5	165	141.0
	合計	89,109	113.6	84,999	102.2	103,171	116.1	1,043,571	103.4	84,150	104.7	84,431	103.4
うちN C機	88,491	113.3	84,473	102.8	102,855	116.7	1,038,007	103.7	83,878	105.6	83,727	103.0	

(注) 1. 2021年1月より、イギリスを「EU」から「その他西欧」に移行。

2. 当月または前年実績値が「マイナス」及び「0」の場合、もしくは実績値の無い場合は、前年比の表示を「-」とする。

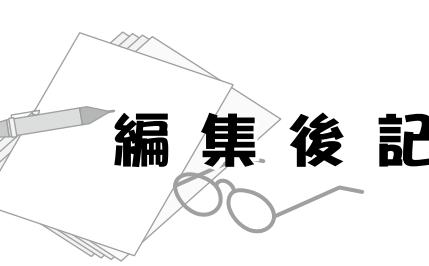
		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		2025年 累計	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
		2,587	131.1	3,238	102.4	2,396	80.1	1,941	81.7	1,841	82.4	2,086	54.5	2,531	123.8	22,290	97.5
		2,182	108.9	1,825	83.9	1,619	72.8	1,268	44.3	1,550	71.2	1,118	98.6	1,486	63.9	14,016	77.9
		36,087	142.2	33,980	127.9	30,954	110.6	32,177	101.5	31,954	108.3	29,324	102.8	34,283	125.0	283,043	116.7
		0	-	65	185.7	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	107	27.4
		40,856	138.0	39,108	122.5	34,969	105.3	35,386	95.8	35,345	104.2	32,528	96.8	38,300	120.5	319,456	112.6
		1,200	79.1	1,267	115.0	2,662	121.8	1,500	58.6	1,030	65.0	1,787	172.2	1,438	79.5	13,066	83.2
		559	56.9	969	84.2	922	84.8	670	71.8	903	80.8	925	125.0	793	254.2	6,709	82.3
		814	171.0	986	365.2	442	70.4	513	152.2	800	261.4	564	191.2	715	84.9	5,901	133.3
		149	62.6	84	56.4	142	125.7	152	49.5	68	111.5	105	87.5				

会員名簿

(2025年11月1日現在・50音順)

会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
アイダエンジニアリング株	〒252-5181	神奈川県相模原市緑区大山町2-10	042-772-5231	042-772-0787	https://www.aida.co.jp
(株)アマダ	〒259-1196	神奈川県伊勢原市石田200	0463-96-1111	0463-94-9781	https://www.amada.co.jp
イグス株	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル	03-5819-2030	03-5819-2055	https://www.igus.co.jp
(株)池貝	〒311-3501	茨城県行方市芹沢920-52	0299-55-3111	0299-55-3119	http://www.ikegai.co.jp/
(株)イwashita	〒910-2175	福井市円成寺町1-6	0776-41-0666	0776-41-3715	https://www.iwashita-net.com
(株)エグロ	〒394-0043	長野県岡谷市御倉町8-14	0266-23-5511	0266-22-6071	http://www.eguro.co.jp
エヌ・エス・エス株	〒947-0035	新潟県小千谷市桜町2379-1	0258-82-2255	0258-82-5382	https://e-nss.com
(株)エレニックス	〒252-0002	神奈川県座間市小松原2-26-18	046-255-8188	046-255-8103	http://www.elenix.co.jp
エンシュウ株	〒432-8522	静岡県浜松市中央区高塚町4888	053-447-2111	053-448-6718	https://www.enshu.co.jp
(株)オーエム製作所	〒532-0003	大阪市淀川区宮原3-5-24 新大阪第一生命ビル8階	06-6350-1200	06-6350-1220	https://www.omlt.co.jp
(株)大垣鉄工所	〒501-0473	岐阜県本巣市温井243-1	058-324-8811	058-320-0008	http://www.ogaki-tekkousyo.co.jp
オーケマ株	〒480-0193	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1	0587-95-7823	0587-95-4091	https://www.okuma.co.jp
大鳥機工株	〒689-1121	鳥取市南栄町19	0857-53-4611	0857-53-4614	http://www.ohotori-kiko.co.jp
(株)大宮マシナリー	〒363-0002	埼玉県桶川市赤堀1-25	048-729-1951	048-729-1950	http://www.ohmiya-machinery.co.jp
(株)岡本工作機械製作所	〒379-0135	群馬県安中市郷原2993	027-385-5800	027-385-5880	https://www.okamoto.co.jp
小川鉄工株	〒731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-30	0826-42-4290	0826-42-4249	https://www.ogawa-iw.com
(株)カシフジ	〒601-8131	京都市南区上鳥羽鴨田町6	075-691-9171	075-661-5270	http://www.kashifufuji.co.jp
(株)唐津プレシジョン	〒108-0073	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル	03-3451-6861	03-3451-6862	https://www.karats.co.jp
(株)神崎高級工機製作所	〒661-0981	兵庫県尼崎市猪名寺2-18-1	06-6491-7106	06-6494-6842	https://www.kanzaki.co.jp
キタムラ機械株	〒939-1192	富山県高岡市戸出町1870	0766-63-1100	0766-63-1128	https://www.kitamura-machinery.co.jp
共和産業株	〒370-0015	群馬県高崎市島野町890	027-352-1631	027-352-8041	https://www.kyowa-industrial.jp
(株)キリウ	〒326-0142	栃木県足利市小俣南町2	0284-62-2321	0270-40-0664	https://www.kiriu.co.jp
(株)紀和マシナリー	〒518-0752	三重県名張市蔵持町原出522-51	0595-64-4758	0595-64-7529	https://www.kiwa-mc.co.jp
グランドフォスボンブ株	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-2-3	053-128-4760	053-428-5005	https://jp.grundfos.com
(株)クロイツ	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町陣戸池102-7	0566-22-5263	0566-25-3339	https://www.kreuz.jp
黒田精工株	〒212-8560	神奈川県川崎市幸区瀬戸町580-16 川崎テックセンター	044-555-3860	044-555-7216	https://www.kuroda-precision.co.jp
小池酸素工業株	〒267-0056	千葉市緑区大野台1-9-3	043-226-5511	043-239-2141	https://www.koike-japan.com/home
コマツNTC株	〒939-1595	富山県南砺市福野100	0763-22-2161	0763-22-2743	https://ntc.komatsu/jp/
(株)コンドウ	〒442-0846	愛知県豊川市森6-98	0533-88-8200	0533-88-8206	http://www.gr-kondo.jp
(株)サイダ・UMS	〒425-0054	静岡県焼津市一色143-10	054-624-6155	054-624-2307	https://www.saidagroup.jp/ums
株桜井製作所	〒431-3124	静岡県浜松市中央区半田町720	053-432-1711	053-433-6115	https://www.sakurai-net.co.jp
(株)サワリエンジニアリング	〒437-1622	静岡県御前崎市白羽5516-25	0548-63-4752	0548-63-5551	https://www.sawairi-eng.co.jp
(株)C&Gシステムズ	〒140-0002	東京都品川区東品川2-24天王洲セントラルタワー	03-6864-0777	03-6864-0778	https://www.cgsys.co.jp
(株)シーイーシー	〒150-0022	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル8F	03-5789-2441	03-5789-2586	https://www.cec-ltd.co.jp
シーメンス株	〒141-8644	東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー	03-3493-7411	03-3493-7422	https://new.siemens.com/jp/ja.html
(株)ジェイテクト	〒448-8652	愛知県刈谷市朝日町1-1	0566-25-7211	0566-25-7311	https://www.jtekt.co.jp
株ジェイテクトグラインディングツール	〒444-3594	愛知県岡崎市舞木町字城山1-54	0564-48-5311	0564-48-6156	https://www.tools.jtekt.co.jp
(株)ジェイテクトハイテック	〒104-0061	東京都中央区銀座7-11-15 東京ジェイテクトビル3階	03-4226-8109	03-4226-8110	https://www.hightech.jtekt.co.jp
(株)ジェイテクトマシンシステム	〒581-0091	大阪府八尾市南植松町2-34	072-922-7881	072-991-6518	https://www.machine.jtekt.co.jp
ジェーピーエムエンジニアリング株	〒578-0965	大阪府東大阪市本庄西2-6-23	06-6744-7331	06-6744-7431	https://www.jbm.co.jp
(株)シギヤ精機製作所	〒721-8575	広島県福山市箕島町5378	084-953-6631	084-954-2574	https://www.shigiya.co.jp
株静岡鐵工所	〒421-1222	静岡市葵区産女1022	054-278-3451	054-278-3452	http://www.shizukatekko.co.jp
シチズンマシナリー株	〒389-0206	長野県北佐久郡御代田町御代田4107-6	0267-32-5900	0267-32-5903	https://cmj.citizen.co.jp
SYNOVA JAPAN株	〒152-0031	東京都目黒区中根2-10-4	03-3725-6778	03-3725-6779	https://www.synova.ch/jp
芝浦機械株	〒410-8510	静岡県沼津市大岡2068-3	055-926-5180	055-925-6520	https://www.shibaura-machine.co.jp/
(株)シマダマシンツール	〒441-0304	愛知県豊川市御津町佐脇浜3-1-18	0533-76-3381	0533-76-3386	http://www.smd.co.jp
新日本工機株	〒590-0157	大阪府堺市南区高尾2-500-1	072-271-1201	072-273-5594	https://www.snkc.co.jp
スター精密株	〒422-8654	静岡市駿河区中吉田20-10	054-263-1111	054-263-1057	https://star-m.jp/
住友重機械ファインテック株	〒713-8501	岡山県倉敷市玉島乙島8230	086-525-6281	086-525-6255	https://www.shi-teec.co.jp/
住友精密工業株	〒448-0857	愛知県刈谷市大手町2-29N0ビル4F	0566-27-2350	06-6489-5902	https://www.spp.co.jp
西部電機株	〒811-3193	福岡県古賀市駅東3-3-1	092-941-1500	092-941-1511	https://www.seibudenki.co.jp
清和ジーテック株	〒699-0624	島根県出雲市斐川町2139-5	0853-72-0306	0853-72-0343	http://www.segtac.jp
(株)ゼネットック	〒160-0022	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新宿ビル	03-3357-3044	03-3354-6144	https://www.genetec.co.jp
(株)そうぎょう	〒496-0833	愛知県津島市常盤町3-1-5	0567-22-0191	0567-22-0192	https://sogyo.co.jp
(株)ソディック	〒224-8522	横浜市都筑区仲町台3-12-1	045-942-3111	045-943-7880	https://www.sodick.co.jp
(株)ソフィックス	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル	050-3823-3823	045-474-0068	http://www.sofix.co.jp
大昭和精機株	〒579-8013	大阪府東大阪市西石切町3-39	072-982-2312	072-980-2231	https://www.big-daishowa.co.jp/

会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
大日金属工業株	〒660-0892	兵庫県尼崎市東難波町5-27-1	06-6401-1841	06-6401-1842	http://www.dainichikinzoku.co.jp
高松機械工業株	〒924-8558	石川県白山市旭丘1-8	076-274-0123	076-274-8530	https://www.takamaz.co.jp
(株)TAKISAWA	〒701-0164	岡山市北区撫川1983	086-293-6111	086-293-5571	https://www.takisawa.co.jp
(株)武田機械	〒918-8188	福井市三尾野町1-1-1	0776-33-0043	0776-33-3343	http://www.takeda-kikai.co.jp
(株)ツガミ	〒103-0012	東京都中央区日本橋浜町12-20 日本橋T&Dビル	03-3808-1711	03-3808-1511	https://www.tsugami.co.jp
津根精機株	〒939-2613	富山市婦中町高附852 婦中機械工業センター内	076-469-3330	076-469-5244	https://www.tsune.co.jp
DMG森精機株	〒450-0002	名古屋市中村区名駅2-35-16	052-587-1811	052-587-1818	https://www.dmgmori.co.jp
(株)テクトレージ	〒222-0036	横浜市港北区小机町1521-5	045-530-5941	045-530-5942	https://www.techtrage.co.jp
テラル株	〒720-0003	広島県福山市御幸町森脇230	084-955-1111	084-955-5777	https://www.teral.net
(株)東京精機工作所	〒144-0044	東京都大田区本羽田2-6-1	03-3744-0809	03-3743-1560	https://www.k-tsks.co.jp
東洋精機工業株	〒391-8585	長野県茅野市宮川2715	0266-72-4135	0266-73-2872	http://www.toyosk.com
トヨーエイテック株	〒734-8501	広島市南区宇品東5-3-38	082-252-5212	082-256-0264	https://www.toyo-at.co.jp
中村留精密工業株	〒920-2195	石川県白山市熱野町口-15	076-273-1111	076-273-4801	https://www.nakamura-tome.co.jp
(株)ニイガタマシンテクノ	〒950-0821	新潟市東区岡山1300	025-274-5121	025-271-5827	https://www.n-mtec.com
西田機械工作所	〒596-0817	大阪府岸和田市岸和田の丘町3-3-50	072-479-5161	072-479-5162	https://www.nishida-machine.co.jp
(株)日進機械製作所	〒431-3195	静岡県浜松市中央区有玉西町300	053-471-9151	053-471-1289	http://www.nissin-cg.co.jp



編集後記

★ 連日、クマの出没、被害がニュースを賑わせています。今年は過去最高を更新する勢いでクマの出没件数が増加しており、山間部だけではなく住宅地や学校周辺でも目撃が増えており、日常生活に影響を及ぼしています。街中にクマがでたとか、人が連れ去られたとか聞くと怖いなと思います。また、私の子供の通う学校では、インフルエンザが大流行しており、10月ですでに学級閉鎖になっています。何かいつもと違うこの秋です。

一方、いつも通りというか、活躍が当然になってしまったドジャースの大谷選手です。今シーズンは、二刀流ながら2年連続のホームラン王まであと一歩。ポストシーズンの対ブルワーズ第4戦では、1番・投手で先発し、投げては6回100球無失点、打っては3打数3本塁打3打点と一人で試合を決めてしまう働き。以前はその活躍ぶりから「漫画を超えた」とか言われていましたが、今は「褒める形容詞が見つからない」とも言われているそうです。来春にはWBCがありますが、大谷選手は出場するのでしょうか。これからも前人未到の活躍を期待したいと思います。 (F.M)

★ 本稿、我が国で初めて女性総理が誕生した10月下旬の寄稿。その決定プロセスでは、国会での首班指名を巡って、約1週間程度、党首間の会談内容や各党の思惑がどうだとかが連日報道されていた。各党首とも、とりあえず所属議員から全権の一任（裏で糸を引いている人がいるとかあるのかもしれないが）を取り会談していた様子。トップ同士がせめぎあう政治ドラマをくぐり抜けての総理就任、支持率がどうなっていくか、政権がどれだけ続くか先のことは分からぬながら、まずは大いに期待したいところ。

そこで思ったのは、物事を短時間で決めるには、組織で揉むより、トップダウンというか独裁というか、やはり、結局は個の力が大きいのでは、と。何かのテレビ番組で、家電を手掛ける企業で海外に転職した人が「商品企画の稟議を上に上げても、日本にいた頃は社内コーチ・監督だらけ、後出ししゃんけんで文句を云うとか、責任があると言っているわりにはリスクが自分にかかるないよう保身丸出しの人がいた、そんな雰囲気にうんざりして辞めた。こちらでは、やりたいことを直ぐやらせてもらえて風通しが良い」と。全然違う話ではあるのだが、個として動きやすい方が人間生き生きしている、ということか。 (H.S)

禁無断転載

工作機械

No.280 11月号 2025年11月20日発行

編集発行人 柚原一夫

発行所 一般社団法人 日本工作機械工業会

東京都港区芝公園3-5-8 〒105-0011

TEL. 03(3434)3961

FAX. 03(3434)3763

URL <https://www.jmtba.or.jp>